



トルマ方固とくアザム地方も含  
みれりるものあり

C.

R.

RG'-0007

0209

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

所氏名が不明の為處理に困難を感じている  
 ので貴官に於いて引取人の住所氏名御調  
 査の上消息判明(不明の場合も)次第<sup>管轄の引取人</sup>當  
 宛御連絡方お願いする  
 尚事件當人の戸籍謄本も併せて御送付  
 願う  
 記  
 外務省

文書課長  
 文書課發送  
 昭和廿四年九月廿七日  
 主 引揚調査室長  
 昭和廿四年九月廿二日起草  
 管調令 第七一九 號 昭和廿四年九月廿四日附 附屬なし  
 受 兵庫縣  
 信 大分縣  
 名 和歌山縣内政部長  
 先付送高  
 名 件 録 記  
 名 人 信 發  
 引揚調査室長  
 公 信 案  
 外 務 省

名 件  
 ビルマ地区死亡者遺骨引取先照會の件  
 左記ビルマ地区死亡者の遺骨が當外務省管  
 理局在外邦人課に奉安してあるが引取人の住

24 11

懸案  
 G. J. 2. 0. 2 - 1. 3

RG'-0007



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

發信用軌務用			
主信	甲	乙	4
附	乙	丙	
屬	丁		
備考			
懸案 G3202-13			
公	信	案	
文書課長 文書課發送日 昭和廿四年九月廿七日 淨書 正校(原稿) (淨書) 管 理 局 長 任 引 揚 調 査 室 長 昭和廿四年九月廿四日起筆 管 調 第一九四〇號 昭和廿四年九月廿四日附 附屬 存し 福岡縣民生部長 引揚調査室長 名 件 先付送寫 名人信受 名 件 録 記 名人信發 ギルマ地区死亡者遺骨引取先照會の件 左記ビルマ地区死亡者の遺骨が當外務省管理 局在外邦人課に奉安してあるが引取人の住所氏 外 務 省			

24 12

公	信	案	
外 務 省 關係責任者、西村司政長官、加藤司政官 連絡先 和歌山縣庁 死亡者氏名 石原一雄 本籍地 大分縣 死亡者氏名 佐藤 石松 本籍地 兵庫縣 死亡者氏名 加藤 輝雄			

RG'-0007



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

名が不明の為處理に困難を感じているので  
 貴官に於いて引取人の住所氏名御調査の上  
 消息判明(不明の場合も)次第當課宛御連  
 絡方お願いする  
 尚出來得れば事件當人の戸籍謄本も併せ  
 て御送付願う

記

公 信 案

外 務 省

死亡者氏名 小林 竹子  
 連絡先 福岡縣 翠香園  
 死亡者氏名 松本 マコ  
 連絡先 福岡縣 翠香園  
 死亡者氏名 仲地 松吉  
 本籍地 沖繩縣 XXXXXXXXXX

公 信 案

外 務 省

G3.2.0.2-1-3

管  
理局  
引揚調査室

昭和廿四年十月五日

記入済  
拾月拾参日

24 10 13  
66

外務省管理局

引揚調査室長殿

加藤輝雄(父)地蔵殿遺骨引取先照会について

標記に於て九月二十日付算調合オセヒ手紙以て引取人の住所氏名  
調査の依頼が有りまして左記の通り御用件報告致しませう。

記

一引取人住所氏名

本籍 神戸市灘区  
加藤 昭子

右の者は加藤輝雄の母なつての養女にて母なつては廿四年二月一日死にしまし

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

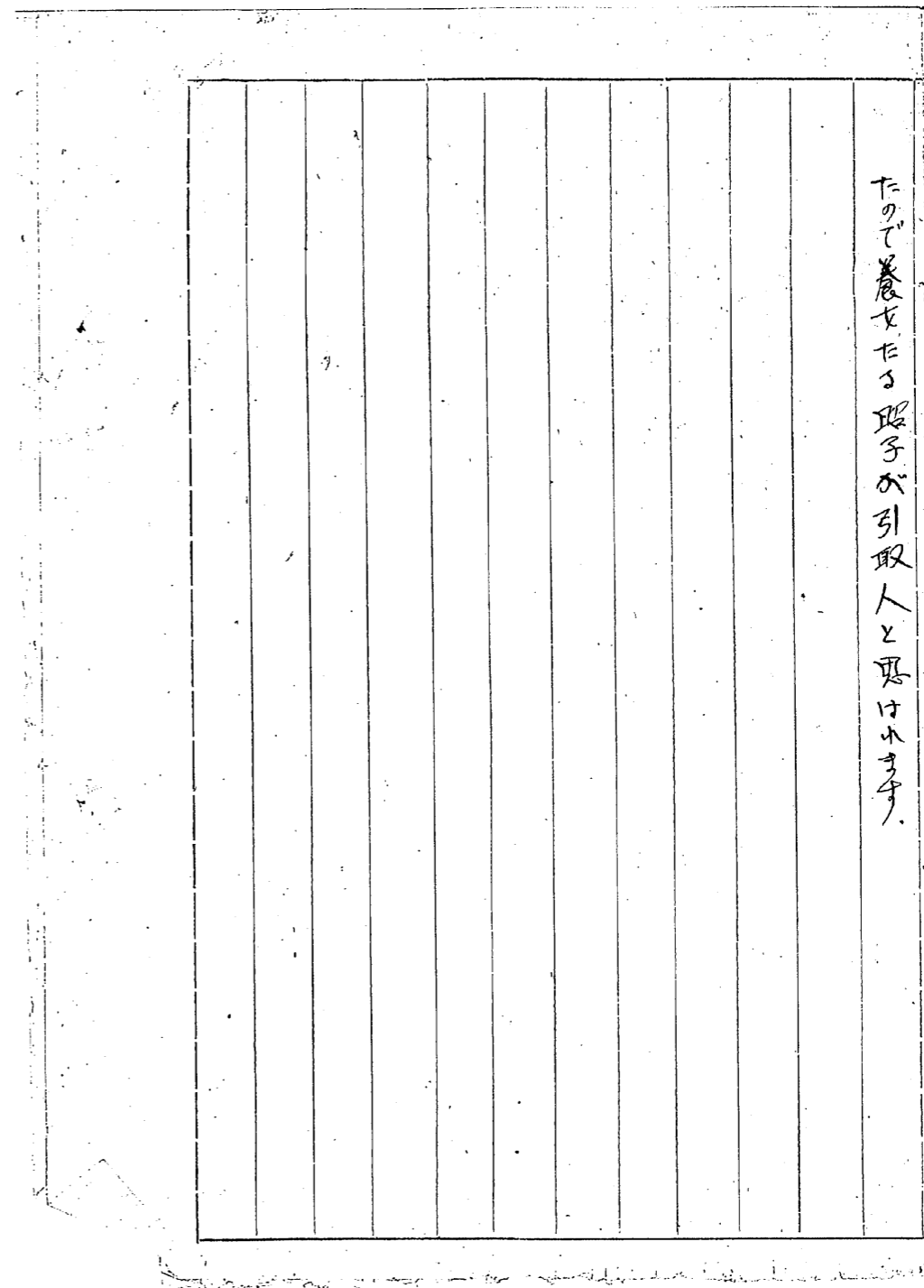
Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0213

本ページは非公開。



RG'-0007

0214

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

3.2.0.2-1-3

管理 局史調査室

社復第 三一九 號

昭和 三十四年 十月 六日

大分線

外務省管理局  
引揚調査室長 殿

ビル之建之先之骨遺骨引取先照合の件 回答  
九月十四日付管調第七一九號を以て照合の件に  
標記の件に付諸般調査は主として判明し難く因却  
致し承りたが左記事項一應固答即す

費 室 分 考 方 分

左分線 [Redacted]  
左分線 [Redacted]

記入済 拾月拾壹日

241011 26

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007



本ページは非公開。

佐藤 石松	同上 佐藤 伊勢乃松
佐藤 石松	田村家 大分線 佐藤 トヨ
<p>備考 佐藤伊勢乃松氏は昭和七年七月頃、ビルマ国ランカイン林部隊に在籍し、その模様にて、右方名簿に、在外届の記あり、あるが、サレて、実質的に軍人番号ではないとの事、で現在全く消息不明、他に知らず、復あり</p> <p>左籍及氏名の点に相違あり、先行の氏名との点の呼名の似通、元とあり、若しやとも考え、小子の一徳、回答して、四泊、三事、</p> <p>系対表類、戸籍簿中、一通</p>	



本ページは非公開。

久社第1334号

昭和二十四年十月二十日

久留米市長岡幸三

民生部長殿

ビルマ地区死亡者遺骨引取について  
 ビルマ地区死亡者小林竹子の遺骨引取り件  
 当市翠平香園に付調査したる日本人及松本  
 キクといふ者現存せず従来に於てもその跡なき者  
 居住した形跡もなく全無心当りかありと見  
 ビルマから歸還した中山藤子といふ者現存  
 してゐる事か日本人も全無心当りなきといふ事

久留米市役所

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0217

432.0.2-3

管理局引揚調査室

和去第三一九五號

昭和二十四年十一月十四日

和歌山縣 民生部長

外務省管理局引揚調査室長殿

ビルマ地区死亡者遺骨引取先について

九月二十四日管調合第七一九號の公信を以て照会の左記者にては調査の結果貴管内には該當者がなかりて回答する

記

死亡者氏名 石原一雄

室長	主任	副主任	企画統制班長	庶務班長	所管班長
		出張			南

和歌山縣

昭和二十四年十一月十七日

8.28

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0218

送下

第四課

G' 3, 2, 0, 3

アジア局長

第五課長 主席事務官

附属物同封

昭和三十七年六月九日

在ラングーン日本政府在外事務所

所長 服部比左

外務大臣岡崎勝男殿

日本軍一戦没者墓地に因すの件

ラングーン市郊外サムラエ地区(市の東北  
方六哩にあり)の日本人墓地(明治四十  
年以前存在する日本人墓地)の樹の  
林とする 約五百坪の長方形墓地(内  
昭和二十二年五月に建設)の建

日本政府在外事務所

記帳済

記帳了

した「大東亞戦争陳設英露之碑」  
あり、先般根本特使来緬の折  
當時の書に在り陸軍中將本多政材の  
依頼により自ら本官及在留邦人を  
伴ひ参拝されたが、其後本官自ら  
同墓地の管理責任をモンバタウ  
(Mr. Bo Thung, Care Taken,  
Thung, Burial Ground, Rangoon)  
に委託し、今後之の良好なる管理  
を期すに依り、今後之の良好なる管理  
を同人に委託した(不取敢百心)  
の上此の御報告す

日本政府在外事務所

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

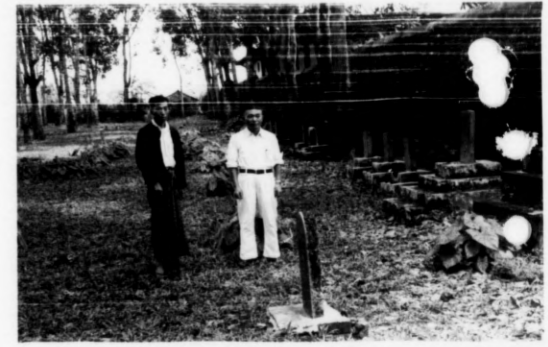
0219



本省用



本省用



0000



RG'-0007

0221

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

別添のラゲーン市の公債字をニ部作本の上  
 一節と綴るが長紙に付す事  
 表傳達する。委細右字に付し知の上を  
 事取計平しむい。

外務省

主信		1		1		2	
附甲		1		1		2	
附乙							
附丙							
附丁							
備考		支直と係付					

文書課長  
 文書課發送日  
 昭和廿七年七月八日  
 主 任 菅 野 五 郎  
 主 任 菅 野 五 郎  
 昭 和 廿 七 年 七 月 四 日  
 日 附 附 屬  
 正 校 ( 原 簿 )  
 正 校 ( 原 簿 )  
 日 附 附 屬  
 昭 和 廿 七 年 七 月 三 日 起 草  
 外 務 省  
 公 信 案  
 名 件 録 記  
 名 人 信 發  
 名 人 信 受  
 名 件  
 引揚援護庁  
 復員局長  
 日 本 軍 戦 没 者 墓 地  
 本 件 に 関 し 別 添 必 録 字 の 通 り 在 ラ グ リ ン 日 本  
 政 府 在 外 事 務 所 長 へ 報 告 が あ る が 予 備 金 等 未 了 事 項

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007



こと、昭和二十一年に閣議し、戦時中におけるは目下、外地  
 にある日本軍戦没者の大骨格の戦没者遺骨の処理  
 及び、戦没者の肉親に自し、全面的に研究中のあり、戦没者  
 の施策の多岐にわたるが、戦没者の肉親に自し、全面的に研究  
 報ありたい。  
 貴院一九二一年中の「大東亜戦争陣没英霊之碑」建立  
 案の書付。

外務省

発信用執務用		
主信	1	2
附甲		
附乙		
附丙		
附丁		
備考		

懸案

中田局長  
アノ局



公文書案	名件	先付送写	名人信受	名人信發	名件録記	昭和一九二一年六月廿五日行一九二一年五月廿七日	昭和二一年七月二日起草	正校(原稿)	(浄書)
	日本軍戦没者墓地に関する件		在ラカン 日本政府在外事務局長	不 一長		昭和二一年七月二日	昭和二一年七月二日		

本件に關し、六月廿五日行一九二一年五月廿七日  
 閣議の趣意は、貴院の通り復員局に水傳達

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



エタム島日本人墓地と所埋人ミンバタウシケとの関係後自伝。  
 又、日本軍占領地南洋建築工事、ライオン島墓地、エタム島墓地、ミンバタウシケ慰霊塔  
 ミンバタウシケ慰霊塔等の現状。  
 又、慰霊塔等  
 又、右の日本人戦没者遺骨、本島墓地に於ける現地に住民の能く  
 感懐。有難き事多し。  
 (官憲区)

外務省

アジア局長 第五課長

附属物同封

第二二六六号

昭和廿七年八月廿九日

在ラングーン日本政府在外事務所

所長 服部比佐

211

外務大臣岡崎勝男殿

日本軍戦没者墓地に関する件

七月五日付重五外六六号を以て査報方御申越の本  
 件に関する調査の結果別添報告書(英文)二部送付  
 する。なお、緬甸方面軍司令部「作成の大東亞戦争陣歿  
 英靈之碑ノ由来」等一部参考におよぼ添付する。

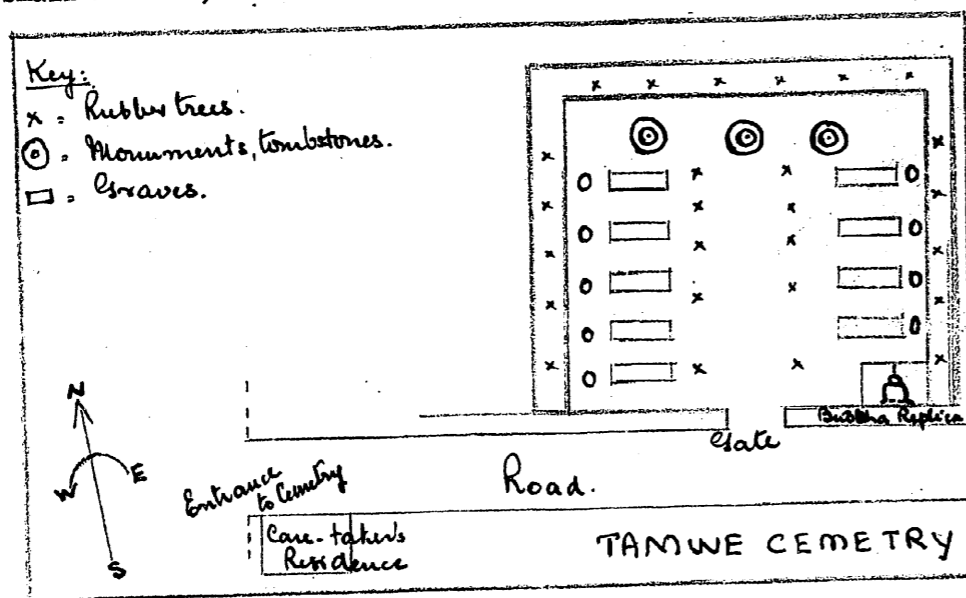
在東京日本政府在外事務所





REPORT ON THE JAPANESE GRAVEYARDS AND MONUMENTS AT TAMWE  
CEMETERY RANGOON

The Tamwe Cemetery is situated on the northern outskirts of Rangoon Town and is not far from the Rangoon Race Course. In this Cemetery, which is about 1 mile square, all the various Communities of Rangoon Town bury their dead. Situated at a distance of about 200 yards from the entrance to the Cemetery, is the Japanese War Graves. It covers an area of 300 feet by 75 ft and is well fenced. The plot is well shaded by neat rows of rubber trees planted in and around the area. The diagram below will show that though the area is small in size, it has been well laid out and properly maintained.



The monuments shown in the diagram are constructed with bricks and mortar on all the sides of the compound except on the southern side. It is said that this plot was reserved for purposes of burying Japanese dead even before the war; but no civilian was ever buried there. There is an image of the Lord Buddha at one corner under a wooden pandal. The move to erect the war graves to the memory of the Japanese soldiers, was first initiated by Major-General R. Sawamoto and his Assistant Major H. Kaetsu of the J.B.A.A. Adm., HQ., Rangoon.

They realised after investigation that owing to the units being on operations all over Burma, the war-graves were scattered in various places. Thus the present compound is somewhat of a mass-graveyard or joint tombs, for nearly

all Japanese war-dead though the tombstones and monuments may be of a small number.

However, with the idea of perpetuating the monuments, it was decided to erect them in brickwork and accordingly an application was made to one Mr. A.J. Hardy I/C. Adm: B.C. HQ., Burma Command for the requisite materials. This application of Major-General Sawamoto was favourably considered, and the materials being received, the monuments were erected by the personnel of H.Q. JBAA., Rangoon.

The Tamwe Cemetery is at present supervised by one U Ba Thaug, appointed by the Rangoon Corporation. He is a man of quiet disposition, fairly educated and of 47 years of age. He was formerly of the Excise Department having worked in that Department as Sub-Inspector, and eventually joined the Rangoon Corporation, to hold the present post. He appears to be sincere and interested in his duties, judging from the maintenance of the various sections of the vast Cemetery. Further he was known to a good number of Japanese officials during the occupation of Burma. Below is reproduced a copy of a letter to him by Major-General Sawamoto, C.O., J.B.A.A., HQ., Rangoon.

J.B.A.A. ADM: HQ.  
Ahlone, Rangoon  
July 1947

To,

M. Ba Thaug,  
Caretaker,  
Tamwe.

Record of Jap-Joint-Tombs.

Sir,

I am glad to say that all the remaining Japanese forces in Burma will be repatriated before long. On this occasion I should like to request you that after their repatriation you would always keep our records of the joint tombs in the Japanese burial grounds. And it will be very much appreciated if you would see that any Japanese Visitor there in future should have a look at them and enter his name in the visitors book.

In addition I beg to express my sincere wish that the friendship between Japan and Burma will be cordial forever through the kindness you have shown us in erecting the joint-tombs and the care you will kindly take of it hereafter.

Yours very respectfully,

Sd./- Maj:Gen: R. Sawamoto  
C.O.S., J.B.A.A.

-----  
To this report is also attached relevant correspondence that were exchanged between Major-General R. Sawamoto and Mr. A.J. Hardy I/C of Admin: B.C. in connection with the erection of the joint-tombs at the Tamwe-Cemetery to the memory of the Japanese war-dead.

-----  
Copy of letter from Major-General R. Sawamoto to H.Q. Burma-Command (A)

Letter No.661

J.B.A.A. ADMIN: HQ.  
Kokine, Rangoon  
14th July, 1947

To,

HQ. Burma Command (A),  
Rangoon.

Subject.- Application for the Materials for the Joint-Tombs of the Japanese Forces.

Sir,

Concerning the dead of Japanese in Burma, since the beginning of the war, we thoroughly investigated about the remains and graveyards and planned to erect tombs, but most of the dead were buried during the operation or while the units were moving. Consequently the burial grounds were scattered in various places in Burma, and it is quite difficult to build and maintain tombs in those places.

We wish to erect the Joint-Tombs to the memory of the death of the Japanese forces in Burma, at a Japanese Cemetery in Rangoon, instead of the scattered tombs in various places. This we believe; is one of the most important duties of the HQ. J.B.A.A. to carry out, and we should like to erect it

according to the draft and at a place shown in the attached sheet. As we cannot get necessary materials we herewith beg to apply for your kind supply of them as under mentioned.

Bricks	-	2008 pieces
Broken Bricks	-	10 cub:metres
Fine Sand	-	5 " "
Cement	-	21 barrels

In the light of past experience, a wooden post will be carried away by Burmese and not be preserved for a long time, therefore we would like to make the tombs with bricks.

We beg to ask for your special consideration on supply of above materials.

The brick will be made by a J.S.P. Labour Party at Mingladon Camp and the tombs will be erected by personnel of the HQ. J.B.A.A.

Yours Very respectfully,

Maj: Gen: R. Sawamoto

Maj: H. Kaetsu

-----  
" TRUE COPY "

-oOo-

To,

J.B.A.A., HQ

Erection of Joint-Tomb

- (1) Sanction is granted for the erection of Joint-Tomb as requested.
- (2) You may draw the necessary stores on payment from Royal Engineers resource.
- (3) Will you supply all transport and labour required.

Sd./- A.J. Hardy  
I/C Admin B.C.  
Cent. 196

" TRUE COPY "

No.2004/3/AL  
HQ. Burma-Command  
C/o G.P.O. Rangoon  
28th April 1947

WAR-GRAVES AT YENANGYAUNG DISTRICT

In the whole of Yenangyaung District, it has been verified that there are in all, four places or burial grounds where the Japanese war-dead have been interred. They are:-

- (1) 3 miles north-east of Yenangyaung, south of Yagyipyin Village.
- (2) North of Twingone Village, 3 miles south-west of Yenangyaung.
- (3) Wasakiyo, an open field 3 miles north-east of Yenangyaung.
- (4) Near Pinchaung Village, 4 miles north-west of Yenangyaung.

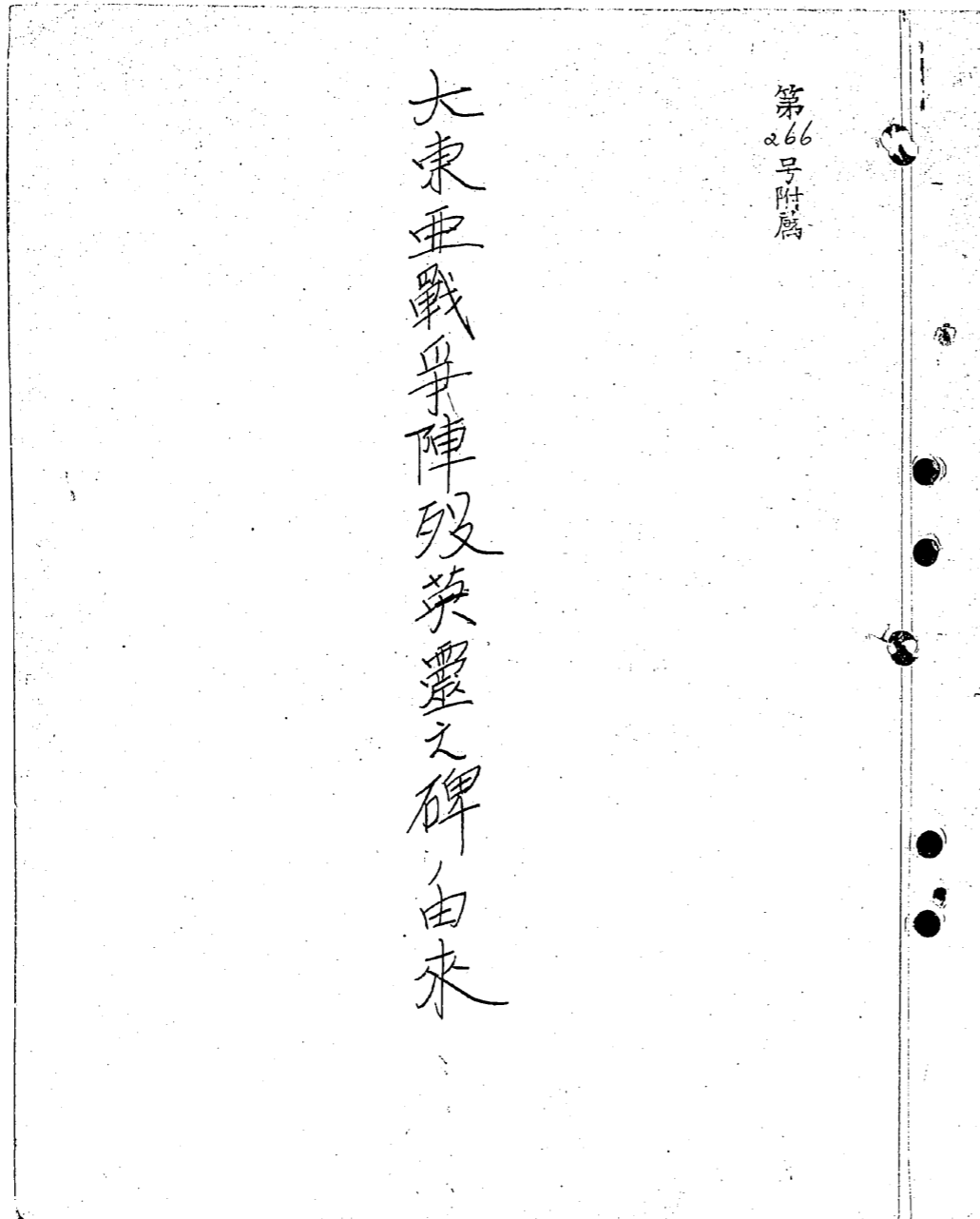
The main reason why these burial places are remote and quite distant from Yenangyaung is probably due to the obvious strategical importance of the town, being an oil extraction centre, and likely to attract the attention of Bombers of the Allied Forces.

Of the above war-graves, the ones at the first two villages are constructed with brickwork tomb-head-stones, and as a consequence are still in good conditions to-day; But those at the last two villages, were constructed with wooden-head-stones which have to-day deteriorated. All the areas are easily accessible.

-----  
WAR GRAVES AT TIDDIM-TAMU

It is learnt from a reliable source that although very fierce actions were fought out in this area and there were very high casualties on both sides, there is no monument or tombs to mark or distinguish the area where the Japanese war-dead were buried. It was also learnt that there was no monuments from the time of evacuation of the area to-date.

-oOo-



RG'-0007

0227

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

大東亞戰爭陣歿英靈之碑ノ由来

昭和二十二年八月

緬甸方面軍司令部



大東亞戰爭陣歿英靈之碑ノ由来

第一建設ノ経緯

緬甸ニ於ケル日本軍ハ昭和十六年十二月第十五軍が緬甸戰  
定作戰ヲ開始セシヨリ昭和二十年八月終戦ニ至ル間第三十一號  
作戰怒江作戰「インパール」作戰雲南作戰「イラワジ」會戰並ニ  
「マイクテラ」會戰ニ連續參加シ此ノ間十數萬ノ我が忠勇ナル將  
兵ハ或ハ鋒鏑ニ斃レ或ハ病魔ノ冒ス處トナリ陣歿セリ  
緬甸方面軍人員損耗表附表ノ如シ  
此等陣歿將兵ノ墓地ハ作戰ガ廣範圍ニ亘リタルト部隊移動  
ノ爲全緬甸ニ散在シ終戦後其ノ維持極メテ困難ナリシヲ以テ  
蘭貢郊外「タマエ」日本人墓地ニ共同墓標ヲ建設シ以テ陣歿將  
兵ノ英靈ヲ慰ムルト共ニ將來日本民族發展ノ礎石トナサンガ爲  
昭和二十二年一月緬甸方面軍司令部ヨリ之ガ建設ニ関シ英軍ニ願  
出テ同年四月認可ヲ受ケ當時緬甸ニ残留シタル日本軍ハ英軍ノ

管理下ニアリテ材料入手作業實施ニ幾多困難アリタルモ同年五月十四日著工昭和二十二年六月七日大東亞戰爭陣歿英靈之碑ヲ完成セリ

翌六月八日緬甸方面軍司令官代理陸軍中將本多政材祭主トナリ蘭貢地區日本軍各部隊長、部隊代表遺族代表彙集シ佛式ニ依リ開眼法要並ニ慰靈祭ヲ舉行セリ

慰靈祭ニ於ケル方面軍司令官ノ祭詞附録第一ノ如ク碑建設ノ意ノ日英往復文書附録第二ノ如シ(註：附録ニハ英文報告書参照)

第二建設作業

碑建設ノ爲「アロ」日本軍宿營地ヨリ固定建設奉仕隊技術者ヲ各十名其ノ他「ゴカイン」及「モニキイポイント」日本軍宿營地ヨリ各約十名ノ希望建設奉仕隊ヲ差出シ五月十四日ヨリ六月七日ニ至ル間ニ六百八日ノ作業力ヲ使用シ附圖設計圖ノ如ク碑ヲ完成セリ

碑ノ題字ハ緬甸方面軍司令官代理本多中將揮毫セラレ

碑ノ基礎及軸ヲ煉瓦積トシテ「モルター」ヲ塗シテ仕上タリ

碑内部ニハ碑建設當時日本軍ニ於テ保管シアリタル英靈ノ骨ヲ納骨セリ又昭和二十年四月蘭貢陷落當時日本山妙法寺永井導師ノ保管シアリタル御遺骨ヲ日本ノ墓地下ノ一角(碑北方)米護謨樹間ニ埋葬向ニシタル後轉進セルヲ碑建設當時碑後方下面ニ奉移納骨セリ

建設主任者及所要材料左記ノ如シ

左記

一建設主任者	緬甸方面軍參謀	庄子中佐
助 手	緬甸方面軍司令部	鈴木少尉
助 手	歩兵中隊五支隊	宮西曹長
助 手	工兵中隊十二隊	黒川大尉
設計者	水陸師團衛生隊	大村軍曹
監督		美濃軍曹
技工		井口兵長
大工		蘆田兵長
同右		
同右		
同右		
同右		

大東亞戰爭緬甸方面軍人員損耗表

備考	消息不明者	生死不明者	死歿者	区分
生死不明者及消息不明者ノ相當數ハ死歿ニテ判断セラル本表ノ外終戦直前泰國ニ轉進セル第十五軍第二師団及第三十三師団及第六師団ノ死歿者ハ終戦後ノ死歿者十七百ヲ追加セバ總死歿者八十數萬トナルベシ	4371	4746	13350	緬甸方面軍司令部 同直轄部隊
	482	2269	1770	第二十八軍司令部 同直轄部隊
	397	212	756	第三十三軍司令部 同直轄部隊
	3237	491	14787	第十八師団
	1277	1157	12936	第十一師団
	1611	1494	7030	第四十九師団
	2348	315	9259	第五十三師団
	267	5301	6238	第五十四師団
	2791	3617	9796	第五十五師団
	16731	19602	75322	計

附長

右材料ハ實費ヲ賠償額内ニ繰入ルルコトナシ英工兵隊ヨリ受領セリ  
碑建設ニ當リ當時荒瘠ニアリタル日本人墓地内碑破得兵ノ埋葬  
地ヲ清掃整理セリ  
日本人墓地ニ於ケル碑破得兵ノ埋葬状況附録ヲ三ノ如シ

ニ所需材料  
煉瓦 二十枚、煉瓦屑 一七〇五方呎、セメント 一噸、  
板 四枚、鉄板 二枚、セメント 二個、

右石工官  
同 鐵道第五聯隊  
右 久保兵長  
遠山伍長  
榎村伍長

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RG'-0007

0230

附録第一

祭詞

茲ニ大東亞戰爭ニ散華セル緬甸方面軍陣歿將兵ノ碑ノ  
建設成リ壇ヲ緬甸國廟貢日本人墓地ニ設ケ緬甸全域ノ忠  
魂ヲ招ジ慰靈祭ヲ舉行スルニ方リ謹ミテ在天ノ英靈ニ告グ  
諸子ハ大東亞戰爭歿格ト共ニ大命ヲ奉ジ萬里ノ波濤泰緬ノ  
峻嶒ヲ越ヘ一度大旗ヲ緬甸ノ地ニ進ルヤ忍キニシテ疾風枯  
葉ヲ卷クガ如ク全緬甸ヲ戡定シ爾來或ハ遠ク印度ノパール  
ニ進攻シテハ神州男子ノ萬萬丈ノ氣ヲ吐キ或ハ雲南ノ地ニ衆敵  
ヲ擊摧シテハ敵將ヲシテ我カ忠烈ヲ讚嘆セシメ或ハフーゴン  
ノ山野「アキヤバ」附近ニ頑敵ヲ擊破シテハ我ガ武威ニ擲伏セシメ  
或ハ「イラワジ」河畔「メークテ」ラ「周辺ニ空地ノ衆敵ヲ迎撃シ  
テハ壯烈鬼神ヲ泣カシメタリ此ノ間諸子ハ瘡痍ノ地ニ補充補  
給ノ先シキニ堪ヘ裝備ノ懸隔ニ屈セズ善戰敢闘セルモ聖業  
半ニシテ或ハ鋒鏑ニ斃レ或ハ病癘ノ胃ス所トナリ「ラヤ」幽冥境  
ヲ異ニス然ルニ戰ハ我國ニ利アラズ勅ヲ奉ジ矛ヲ收ムルニ至リ

終戦後諸子ノ一部ハ過酷ナル勞作ノ中ニ新ニ鬼籍ニ入ル  
痛恨極リナシ

今ヤ故國ノ山河ハ昔日ノ其ニアラズ思ヒテ諸子ノ遺族ノ身上ニ  
致シ難ク我等緬甸ノ地ヲ去リシ後ハ戰場ニ墓守ル人モナキ  
ヲ思ヘハ悲愁轉々切タリ  
然リト雖モ諸子ノ誠忠威烈ハ必ズヤ後世皇國復興ノ礎石  
トシテ萬古ニ不易タルベク重細重諸民族ノ自覺ヲ促シ既ニ  
各地ニ澎湃タル民族運動ヲ見ル  
諸子ト共ニ悠久ノ大義ニ生クルヲ得ザリシ我等一同戮力協心誓  
ツテ國體ヲ護持シ皇國復興ニ邁進シ以テ英靈ノ遺志ヲ繼承セン  
庶幾クハ在天ノ英靈勢第トシテ來リ享ケヨ

昭和二十二年六月八日

緬甸方面軍司令官代理

陸軍中將 正四位  
勲一等  
功二級 本多政材

附録第三

日本人墓地ニ於ケル陣歿將兵埋葬状況

蘭貢郊外「タマエ」日本人墓地ハ明治四十年以來在緬甸日本居留民ノ墓地タリシガ大東西戦争終戦直前英軍ノ手ニ入り日本軍戦死者約七十名ヲ同墓地ニ埋葬シアリタリ  
終戦後復員迄ノ間ニ蘭貢附近ニテ死歿セル日本軍將兵又同墓地ニ埋葬セリ  
墓地ハ終戦後荒蕪シ墓標又土民ノ持チ去ル處トナリ之ガ調査困難ナリシモ判明セルモノ屬表ノ如シ

日本人墓地ニ於ケル日本軍將兵埋葬地一覽表

埋葬番號	所屬部隊	死七月日	階級	氏名
(1)	30ナシ			
31	第五十三師団通信隊	昭二〇・三・一〇	陸軍兵長	塩見順太郎
32	同 歩兵第三大隊隊	昭二〇・一・一八	同 伍長	山岡貞次郎
(33)	24ナシ			
35	同 歩兵第五十一聯隊	昭二〇・一・一七	同 伍長	源口忠雄
36	同 歩兵第九十九聯隊	昭二〇・二・一八	同 伍長	高橋 勲
37	同 通信隊	昭二〇・二・一〇	同 兵長	平松益太郎
(38)	53ナシ			
54	第五十三師団病馬廠	昭二〇・一・九	同 伍長	今井 章
55	同 歩兵第九十九聯隊	昭二〇・二・一〇	同 曹長	井崎清次
56	同	昭二〇・二・一三	同 准尉	木田 昇
57	同	昭二〇・二・一八	同 曹長	平井一夫
(58)	59ナシ			



174	173	172	170	169	168	167	166	164	163	142	141	140
	十三		171 十三	沖五十三師団歩兵 沖百五十一聯隊		十三	沖五十三師団歩兵 沖百二十八聯隊 沖中隊	165 十三		162 十三		十三
昭三、三、二五		昭三、五、七		昭三、一、三	昭三、三、七		昭三、一、二		昭三、一、二			
同軍曹		同衛生軍曹		同軍曹	同准尉		同		同准尉		同	同
舟橋明正		小林吉一		平子正二郎	亀田貞治		馬杉芳男		八木謹三		猪股五郎	

139	(135)	134	(131)	130	(127)	126	(118)	117	(115)	114	(62)	61	60
	138 十三	沖二師団混成大隊	133 十三	同歩兵沖百二十八聯隊	129 十三	沖五十三師団野砲兵 沖五十三聯隊	125 十三	同歩兵沖百二十八聯隊	116 十三	沖五十三師団歩兵 沖百二十八聯隊	113 十三	同歩兵沖百九十九聯隊	沖五十三師団歩兵 沖百五十一聯隊
昭和二、二、二六同		昭三、三、五		昭三、八、四同		昭三、六、五同		昭二、七、二三同		昭二、四、十二同		昭二、〇、三、〇同	昭二、〇、三、〇同
伍長		軍曹		伍長		軍曹		伍長		伍長		伍長	伍長
田尻三代		室吉一		小野佳計		川村隆次郎		長谷川正一		梯令夫		板崎仙造	貞次郎

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RG'-0007

0233

昭和二十六年六月以降英軍ニヨリ蘭貢日本人墓地ニ埋葬セラレシ者ノ氏名

埋葬年月日	階級	氏名	摘要
20. 9. 6		FUROMOTO HIRAHSA	
20. 8. 1		NOBUTA KOSABURO	信田 蕭三郎
" " "		MORIE JUNIRO	森井 常(統)郎
" " "	女	MARUZAWA SISTER	丸澤(定義)6.28病船カヲリヨリ
20. 8. 2	女	SISTER KHODAMA	弟玉(ヨ汗)和歌山班日赤四
" " "		TOYADA HITOZO	豊田 ヒト藏
20. 8. 6	上	MUYOSHI FUJINOR	三好 藤 則
" " "		ARAI TARO	新井 太郎
20. 8. 9	上	MAKI SEJI	榎 誠 治
" " "		SHIOTOM TORHI	
" " "		MANJWAMY	
" " "		YAMAMOTO YOSHIO	山 本 芳 雄
" " "		IMAMURA KHIGI	今 村 敬 二
20. 8. 9.		MAZUMOTO	松 本
20. 8. 10		THAKAI CHOOSHI	高 井
" " "	軍	TANAKA YOSHO	田 中 義 雄
" " "		HIRONAGA	ヒロ 十力
20. 8. 11		YOKOYAMA YOSHIAKI	横 山 義 明
" " "		TAMANAKA SHIEGO	玉 中 清 吾
" " "		AKIYAMA NANNOSUISE	秋 山 直 義

昭  
1.  
12.  
1.  
調

1978	1977	1976	1975
中野師田司令部	才百七兵站病院	鉄道才九隊	田中部隊
昭二二、六、三	昭三、四、九	昭三、六、一	昭三、六、三
同伍長	同軍曹	同	同
湯川清四郎	門倉安五郎	榎西常夫	榎原繁夫

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RG'-0007

0234

20.8.11	HATAHOKO MASAYOSHI	正義
" " "	TOBATA TSI MASA	戸畑
20.8.12	OHAWMO SATU	
" " "	TAKAGAW HIROMU	高川 弘
" " "	MYAMANE.TSUTOMU	
20.8.13	●KOBAYASE YOSHIFUMI	小林 義文
20.8.14	●KAN SUEICHI	菅 誠一
" " "	YAMAGAWA MASAO	山川 正夫
20.8.15	UEDA HISAJIMAR	上田 久次?
" " "	NAKATA NOBURO	中田 信郎
" " "	NOMURA ISAMU	野村 勇
" " "	HANANURA RUNOSUKE	(漢)花村 魯之助
20.8.17	FUJITA NOBUO	藤田 信夫
" " "	INAGI KYOICHI	稲木 善代一
" " "	FUKUNAGA ASAO	福永 朝雄
20.8.19	NISHI CHUS SEICHI	西? 誠一
" " "	●KAWABE HAJIME	川辺 一
20.8.21	ISHIKAWA SOICHI	石川 惣一
20.8.23	YAMAZAIE TAKEMI	山財 武美
" " "	(邦人) TANABE CHUJIN	田辺 忠人
20.8.27	ICHIKAWA KOZO	市川 幸三
" " "	MURAKAMI TATDAD	村上 忠雄

20.8.28	NAITO HIDENORE	内藤 秀信
20.9.1	SASAYM TSUKOJIRO	笹山? 次郎
20.9.14	KAWAMOTO SHICHIRO	川本 誠一郎
20.9.24	OKADA SUSUMU	岡田 進
20.9.29	● OUCHITU KANASA	
20.9.29	YAMASAH ICHZO	山崎 義造
20.10.4	MIYAMOTO TERUHIDE	宮本 輝秀
" " "	OSASHI WATARO	▽94
20.11.9	NISHIKAWA NOBOJI	西川 信次
20.11.10	IKARI ICHORI	井原 一郎
" " "	IMIN AKIRA	男
20.11.15	OKAMOTO SHINGAU	岡本 繁
20.11.19	TANAWA RYMI	村#?
20.11.30	MIRAI KMZIU	村#?

RG'-0007

0236

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

日本人墓地標調査表 (但: 英軍=ヨリ埋設セリ  
レシ者/ミニ対スル)

埋設死年月日	階級	氏名	所属部隊其他
		KUITATUMIO	39 BU. SS. 45
		○KOBAYASHI YOSHIMIKI	58. 15
		?	39 BU
		JAPANESE	UNKNOWN 45 GRU
		"	"
		"	"
		YAMANAKA TOSHIO	168 INF REGT J POW/6 45UR
		PTE OKATAK ISMA	21 BRIDGE B.C.J. POW 45 GRU
		UHIGASHI KAZUO	28. 7. 45
		KARSEMA	39RU. 28 7. 45
		UETA UKASE	2 45 7. 45 39RU
		U AKAGAWA HIROJI	39UR 31. 7. 45
		KUIHARE	28 7. 45. 39UR
		IKAKESHITA MAOTOMI	12S. 45 39RU
	CL/ PTE	○KAN SOEICH	55D 143 I III MG 1268/1229
		○KAWABE HATIMA	12 NAVY GR UNIT 1835/1791
		○印ハ埋葬者氏名簿ト一致シル者	

RG'-0007

0237

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

○井

佛堂

物置屋

中

央

道

路

24	11	1
25	12	2
26	13	3
27	14	4
28	15	5
29	16	6
30	17	7
31	18	8
32	19	9
33	20	10
34	21	
35	22	
36	23	
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		
61		
62		
63		
64		
65		
66		

198	196
199	195
19+	192
179	171
170	168
169	167
166	164
165	163
162	160
161	159
158	156
157	155
154	152
153	151
150	149
149	147
146	143
145	140
142	139
141	136
138	135
137	132
134	131
133	128
130	127
129	124
126	123
125	120
122	119
121	116
118	115
117	112
114	111
113	108
110	107
109	104
106	103
105	100
102	99
101	96
98	95
97	
94	

44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66

外

道

路

火葬場

大東亞戰爭陣歿  
英靈之碑

198	196
191	195
179	192
170	191
169	168
166	161
165	164
162	163
161	160
158	159
157	156
154	155
153	152
150	151
149	148
146	147
145	144
142	143
141	140
138	139
137	136
134	135
133	132
130	131
129	128
126	127
125	124
122	123
121	120
118	119
117	116
114	115
113	112
109	111
106	108
105	107
102	104
101	103
98	99
97	96
94	95
93	92
90	91
89	88
86	87
85	84
82	83
81	80
78	79
77	76
74	
73	
72	
71	75
70	
69	
68	
67	

31	16	8
32	17	9
33	18	10
34	19	
35	20	
36	21	
37	22	
38	23	
39		
40		
41		
42		
43		

44	51
45	52
46	53
47	54
48	55
49	56
50	57
51	58
52	59
53	60
54	61
55	62
56	63
57	64
58	65
59	66

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

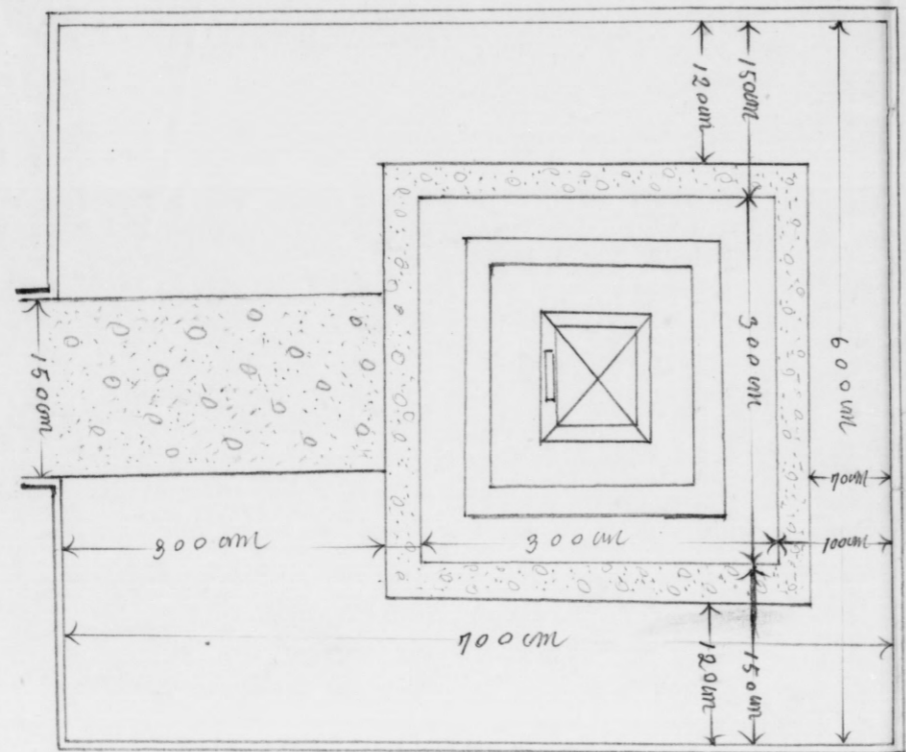
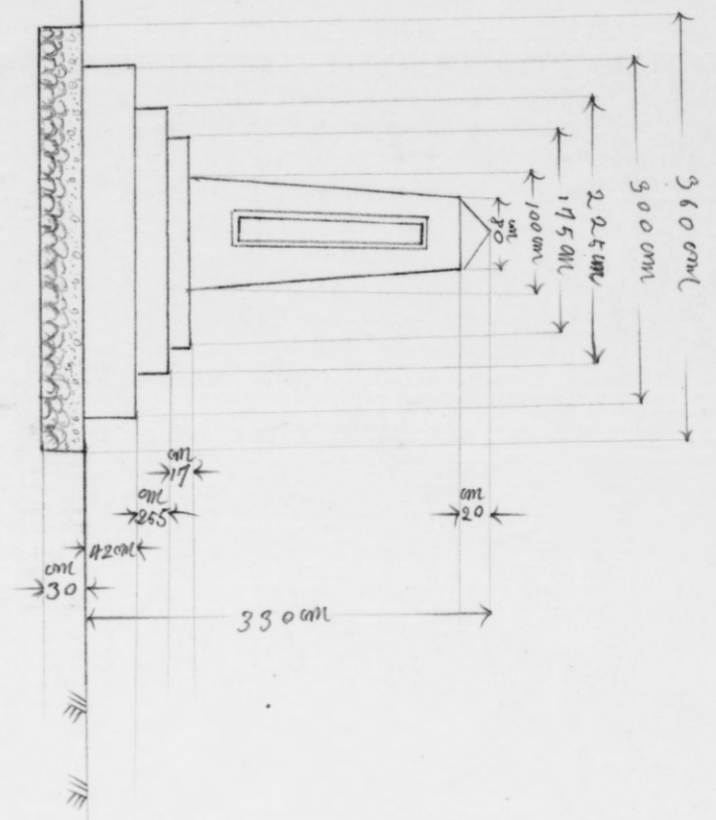
National Archives of Japan

RG'-0007

0239

大東亞戰爭陣歿英靈之碑  
昭和二十三年五月  
緬甸方面學生存者建之

大東亞戰爭陣歿英靈之碑設計圖



アキコ島  
冬冬資料  
ナ三三五号

昭和二十七年十月三日

在シンガポール日本領事館

総領事 小長谷 緯

外務大臣 岡崎勝男 殿

高橋理事官のアキコ出張報告書送付の件

アラカン地帯の一般状況ならびにアキコ在留邦人の生活状況視察のため九月三日より八日間同地へ出張させた高橋理事官の出張報告書何等の参考資料送付の通り送付する。

外務省

所要予定  
費用内訳  
課長厚生殿に連絡を要す。

ケルマ

RG'-0007

0241

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



主信		1	2	3
附	甲			
風	乙			
備	丙			
考	丁			

No. 5

選案

会計課長

アジア課長

文書課 發送日	昭和廿八年高月九日	文書課長
主 管	アジア課長	主 任
主 任	才五課長	主 任
受 信 人 名	在ラングーン	受 信 人 名
先 付 送 写		先 付 送 写
件 名	ラングーン市所在日本人墓地維持管理に関する件	件 名
名 件 録 記	9	名 件 録 記
名 人 信 務	斗努大臣	名 人 信 務

昭和廿八年高月九日

附 属 ナシ

1953. 1. 7

第一号

七日日本軍人戦没者記念碑

アチヤフ島ノ最南端、通称ビーチポイントに十五糎砲(？)の砲身三門を配し高て約四尺の台座を自然石と玉石をセメントで固めた記念碑あり。中尺の木柱は根元より切取られたり、由緒を知らず、石の柱は瓦片の語ら所によれば日本軍駐屯中戦没した高級指揮官を埋葬し、その上に前記台座をつくり立可動木柱を墓標(切口より推定)を建立した。英軍進入後これを切り棄てたものなり。ビルマ側はこれを取除く意志は、この模様によれば、これに因りて七月五日付並才五課長才五課長に復員局へ此連絡の上若し建立当時の事情を判明する所、今後此の保護管理につきビルマ側と折衝し必要の資料も存するものと考へる。なおアラカン地には、田日本軍人ノ離隊残兵者に、と警察其の他に認められたり、現在まは判明して居るものなり。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RG'-0007

0242

貴省の遺骨全般に亘る問題として、先きに十二月九日付電信五  
 合オ一〇四七号をもちて送付した高城案「外地にある  
 遺骨、墓地の処理方針と実施要領に関する件」に  
 基いて処理する方針を伺ふ所あり、従て、遺骨内遷、  
 墓地の廃止、集中整備作業は厚任省主として担当せしめ  
 ることと仰る所あり。貴省によるタムエ墓地及びチヨンド  
 の墓地の改修工事は、同省が必ずしも十年間措置を講  
 ずる必要も種々あり、現地の事情も種々あり、外務省  
 として、今貴地の墓地についてのみ、  
 実施されたことは、あつたが、今貴地の墓地についてのみ、  
 之事を実施するときは先例を作る事となり、今後同  
 種之事は、全て外務省にて実施を要する。現況  
 たり兼ねぬ事も考へらるるので、厚任省との咬解  
 な打合せの終る迄、一々工事実施は見合せると  
 した。

貴省の遺骨全般に亘る問題として、先きに十二月九日付電信五  
 合オ一〇四七号をもちて送付した高城案「外地にある  
 遺骨、墓地の処理方針と実施要領に関する件」に  
 基いて処理する方針を伺ふ所あり、従て、遺骨内遷、  
 墓地の廃止、集中整備作業は厚任省主として担当せしめ  
 ることと仰る所あり。貴省によるタムエ墓地及びチヨンド  
 の墓地の改修工事は、同省が必ずしも十年間措置を講  
 ずる必要も種々あり、現地の事情も種々あり、外務省  
 として、今貴地の墓地についてのみ、  
 実施されたことは、あつたが、今貴地の墓地についてのみ、  
 之事を実施するときは先例を作る事となり、今後同  
 種之事は、全て外務省にて実施を要する。現況  
 たり兼ねぬ事も考へらるるので、厚任省との咬解  
 な打合せの終る迄、一々工事実施は見合せると  
 した。

外務省

外務省

アジア局長

アジア高第課長

アジア高第課長

経済協力室長

種

シマエリの連日収集に用する件

30.6.4

第一課

本件五月二十八日泉氷海院オ三合會館オ二合議室に  
おいて行われた打合會に出席したところ概況左のとおり。

一出席者

高岡議員、中馬議員、松橋議員

原田事務局長、田島、三浦、小関、石友

岩井全仙道總局長、柳井外局長、日赤井外局長

外務省

長、黒川(前々集アイン合依り師達)ランカレル立寄る(ヒルマ  
歐原者遺骨送還促進ヒルマアレカレ合會長土中原了  
その他遺族會、英靈奉養會関係者等二十名

二、協議内容

(一) 中馬議員よりヒルマク一般事情説明方要望が  
あつたが、河野より(1) 沿革情況 (2) 交通事情 (3)  
方儀上の案件 (4) ヒルマク(遺骨) 骨に對する考案方

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0244

つこやうに改良にかんして管内があらうたので、同部より

(三) 中馬(馬)義勇隊より女子上の見直し、住民いっしょかまこな  
は一済にやりたうにて

(5) 雲南の分も、いんマルトから入つて収集し得るもの

(4) 遺骨収集が不可能なら政地、土、でも持つてきたらにて

(3) 主要激戦地には忠霊塔のようならを建てたい

(2) 日赤、全日本紅十字会等、協力と特に得たにて、  
と要請したにて

(1) ウ、又総理が来日するとき、事件ビルマ側、協力  
の協力を求めたい

(三) 中馬義勇隊は会議、進行方々、次々、良を提案、答集者  
実施してこの遺骨収集状況等を説明した

(5) 内地における遺骨、忠霊塔跡の現況、(6) 英口が

(1) 治女状況は先全のありか、漸次良くなるべきこと、  
 29日、治女事情故に躊躇するの必要はあらず、  
 マンダリン  
 但し、~~江南~~江南の中部ビルマ地区及びサハリン  
 ン河、シマン河、下流エトン地区はまた治女の悪  
 9日、カクン州、シヤン州、ラヴリン近傍、主要都市  
 十哩以内等流金の良き地域から開始し、治女9悪  
 ン地区は、その回復次第延長して行くやり方が善

外務省

者と思ふこと  
 (2) 実施主体は日本政府機由とし、民間団体はこれに  
 補助し、世帯形が各々あること  
 と答へておいた  
 (四) 擁護局 三浦重助友 (旧ビルマ派遣軍参謀) より  
 ビルマにおける戦死者は十六万五千名で、その  
 中、中・南部ビルマ、ラカーン近傍は合計八万五千

外務省

らうに遺産してゐるから、現在未処理分はインパー  
路線、シンドン河流域地帯の八方を見込める  
旨説明がなつた。

(五) 日赤側より

- (1) 仕切の性質上、政府にやつて貰ふ
- (2) 趣旨は結構なところだけ協力する

この意見申陳あり、右に對し、高岡議員は、原則  
的

外務省

は政府にやつて貰ふか、西方面の方にも一着にやるには  
政府をけしと言えないと述べていた

(六) 高岡議員のインシプティグで

り遺骨収集のための人件費は政府支出にしろ  
か、記念塔の法要費用等は民由からの寄付にま  
つてもあり、赤十字会には衆議院、日赤  
、遺族会、全日本佛教会、英霊奉養会、海外

外務省

するよう發起人等と組織すること  
 等を申し合せました。  
 (七) 本件に関する件  
 (1) 本件会議は、原の生首とは、事前詳細の連絡なく  
 開催されたものらしく、その会議の出席者中には、例  
 えば、黒川氏や如く航空参謀であったとしても、何等  
 のごまかしに参加したこともない筈觸りがあり、貴重

外務省

柳屋者板虫口民運動本部、  
 赤松村野山事、  
 磯田等六ヶ範囲に依頼すること  
 (2) 参謀人等が六月十日に用いたこと  
 (3) 赤松野山連絡所と某地本願寺にすること  
 (4) 指紋のついた団体は、政府が事業を遂行  
 したため、最も有力な活動的協力団体に

外務省

由を政治的に利用したり、(昔)昔の事柄に便法して  
 白人の事業の足場を固くすることを考へることに非ずば  
 と思われる類も見え、その巨大な影響を戒しこの間の要  
 ありと考へられた。しかし、本件打合せからせぬ  
 の団体は、政治的指導者も多分に持つており、事業の  
 性質からいへばこれをネグレクトするわけに行かないから  
 であるだけ、その運動を鈍化させ、政府が実施する日

外務省

計画に協力する体制に指導することである  
 (2) 白人の事業の足場を固くすることを考へることに非ずば  
 と思われる類も見え、その巨大な影響を戒しこの間の要  
 ありと考へられた。しかし、本件打合せからせぬ  
 の団体は、政治的指導者も多分に持つており、事業の  
 性質からいへばこれをネグレクトするわけに行かないから  
 であるだけ、その運動を鈍化させ、政府が実施する日

外務省





外務省

計画を立てるよう出した

外務省

的效果をねらうお祭り騒ぎもなく、地道な実施

計画を始めこの日か、日本側にも往々に口内や宣伝

彼が、在留英口人一名を囑託し、一九五三年から二年

(3) 遺) 昔崎集の方法として、英口は、在留英口大使

か。

の方法を明かにし、早目に着手すること

厚生省と協議の上、即急、印社として実施する方針

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0250

第四課長

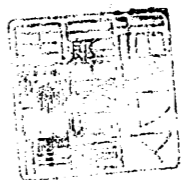
第四二四号

昭和三十年六月一日

在ビルマ

特命全權大使 太田 三

外務大臣 重光 葵 殿



ラングイン市内戦没者墓碑に関する件

本年一月当国State Timber Boardよりラングイン市内東南約二哩タ  
ニドウ(Dundaw)所在同局第三製材所(No.3, Saw Mill) 構内に古くか  
ら日本人墓碑があり、同所構内通路拡張のため、これが取除方に  
ついて当館に申入れがあつた。  
右碑は高さ約五〇センチのコンクリートを土台とし、約三米の木  
材の角柱を使用してあり、長年月を経過し風雨に暴されていた為  
碑面の文字は全く消滅しており、僅かにその側面の「昭和十九年  
十一月二十八日建之」の文字のみが判読し得る状態である。

在ビルマ日本領事館

記帳済

30.6.-6  
000393

爆死した日本人  
従軍者も亦捕虜  
台で葬られた  
と云つたもの  
あり  
河野

右につき戦時中当地に在住していたと思はれる二、三の在留日本  
人につき問合せたところ、同所は当時日本軍管理木材組合とし  
て使用していたが、被爆により死亡せる同所従業員を関係日本人  
の手により埋葬し、殉難碑を建てたものと思はれるも、同所従業  
員の全部は現地人をもつてこれに充てゝあり、当時日本人は一人  
も居なかつた筈であるとの趣である。  
また一方Board側においては当時の状況を判断するも死亡者があ  
つたとは考へられず、右は単なる記念碑に過ぎざるものと認めら  
れるにつき、廃棄方しかるべきを勧奨している次第である。  
目下のところ当時の事情を知悉しおる者は見当らず、右はいづれ  
も臆測の域を出ていないので、当館としては本件を慎重検討の  
上処理すべく一応ラングイン市当局に右掘覆及び移転許可方を申  
請していたが、この程許可を取付けたので、早速右作業に着手せ  
しめたところ、碑柱真下一米程の地下に頭骨を含め若干の骨(一  
二乃至三分)が発見された。もとより日本人のものか否やは不  
明なるも、墓碑の形態、埋骨の状態及び時期的状態から見て戦没

在ビルマ日本領事館

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0251

主信	1	1	2
附			
属			
備考			

秋  
アジア局第一課長  
アジア局第二課長

公文書案	件名	先付送写	受人信名	主	文書課發送日	昭和	年月日	校	正	原稿	淨書	附	属	日	起	草
	件名	先付送写	受人信名	主	文書課發送日	昭和	年月日	校	正	原稿	淨書	附	属	日	起	草
外務省	由題は、最近の口命におりて南洋工にこりて外、民		在ビルマ 太田大使	アジア局長 マ 昭和 昭和六年六月廿一日 附属	昭和	30	年	6	月	4	日					
	ビルマ戦没者の遺骨収集の件															
	ビルマ戦没者の遺骨収集の件															

記帳済 8 166 30.6.6

日本軍人とも認められるので、一応墓碑と共に之を当地タムエ日  
本人墓地に移葬することとし、同墓地内正面北側に納骨し、五月  
十三日付貴信情三第八〇号をもつて当国に派遣目下留学中の僧侶  
一行を招き供養を行った。  
右に關し復員局等關係の向にお問合せの上、何等かの手掛り等  
あらば御通報相煩したく此段報告申上げる。

在ビルマ日本國大使館

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0252

揚委員会、日本仏教会、日赤、日本遺族会、その他  
 関係諸団体が中心となる。各団体促進のため、担当者  
 協力な団体~~近~~近く指成~~す~~すの見地にて、当該団  
 体は今百文ウ、又、総理訪日の際、同総理に対し  
 直接~~機~~機かけ、最良者選~~出~~出骨~~集~~集~~及~~及~~懇~~懇~~要~~要~~策~~策  
 実施等に用し、いかに政府の協力を要請せんと  
 する。郵~~送~~送~~あり~~ありと~~ころ~~ころ。本件事業の性質上、  
 公 信 案

外務省

由例におりて、伴~~実~~実~~施~~施の~~た~~た~~め~~めの~~団~~団~~体~~体~~結~~結~~成~~成の~~動~~動~~き~~き  
 ある~~が~~が~~は~~は、~~先~~先~~報~~報~~道~~道~~に~~に~~よ~~よ~~る~~る~~に~~に~~既~~既~~に~~に~~内~~内~~承~~承~~知~~知~~の~~の~~こ~~こ  
 と~~存~~存~~す~~す~~る~~る~~に~~に、~~例~~例~~と~~と~~ば~~ば、~~日~~日~~通~~通~~善~~善~~隣~~隣~~協~~協~~会~~会  
 等~~最~~最~~近~~近~~時~~時~~流~~流~~に~~に~~求~~求~~む~~む~~に~~に~~取~~取~~組~~組~~む~~む~~に~~に  
 団体~~加~~加~~遺~~遺~~骨~~骨~~促~~促~~進~~進の~~よ~~よ~~め~~め、~~社~~社~~会~~会~~的~~的~~影~~影~~響~~響~~力~~力~~を~~を~~ね~~ね  
 ら~~つ~~つ~~て~~て、~~二~~二~~水~~水~~を~~を~~と~~と~~り~~り~~専~~専~~業~~業~~計~~計~~画~~画~~に~~に~~執~~執~~り~~り~~進~~進~~め~~め、~~美~~美~~名~~名~~に~~に  
 か~~く~~く~~は~~は~~こ~~こ~~の~~の~~色~~色~~々~~々~~画~~画~~策~~策~~を~~を~~し~~し~~て~~て~~の~~の~~外~~外、~~泉~~泉~~海~~海~~引~~引  
 公 信 案

外務省

RG'-0007

0253

公 信 案

外 務 省

を却てついでにおくわけにも行かないし、遺族側の切  
 なる気持は充分に理解されるので、<sup>（は右情勢に鑑み、）</sup> 政府  
 として、<sup>予算上</sup> 他の方事情を勘案の上、適当  
 な時機に、お慰養施設を考慮中である。  
 (二) 前記団体時或に準備打合せ等におりては、次々満員大  
 かり上り<sup>（E）</sup> 模様である。

① 遺骨収集の困難の場合は、現地を「土」に

公 信 案

外 務 省

も持ち帰るよう<sup>（E）</sup> したい。

三、ミチナ、マニラ、その他主要な戦地には石碑  
 か、パコカクのような~~（E）~~ 記念塔を建てたい。

六、右各地には日本軍戦没者おけむなく、お時、日  
 本軍に協力し~~（E）~~ 戦死したヒルマン、インド人等の  
 慰養施設をも兼ね~~（E）~~ 法要を営みたい。

四、東南省の分もヒルマンから入つて収集し得

RG'-0007

0254

公 信 案

ルに着手し、併せて尉必要等、記念塔建立等に  
 道百方法の収束することか困難であつても、一志に  
 (四) 概要右のとおりで、~~御~~たえ、遺骨を地  
 八戸体が見込である。  
 ター地区、シヤンステート、シワタン河流域等での  
 処理分は、カチンステート、フレドウイン河地域、カ  
 カン地区等八万五千名は既に送還済みあり、現在未  
 処理分は、カチンステート、フレドウイン河地域、カ  
 ター地区、シヤンステート、シワタン河流域等での  
 八戸体が見込である。  
 (四) 概要右のとおりで、~~御~~たえ、遺骨を地  
 道百方法の収束することか困難であつても、一志に  
 ルに着手し、併せて尉必要等、記念塔建立等に

外 務 省

公 信 案

五、実施方法はニューカニア東部におこなつた  
 ように日本船と送つて一二月で完了するよう計  
 画したい。  
 (三) 復員船の説明によれば、当時ビルマにおける  
 復員船の送還は、右側政府のうさ、トンガ  
 ー以南南ランランまの沿線、マレクシー附近、アウ  
 ン

外 務 省

RG'-0007

0255

公 信 案

外 務 省

と行ふことにより、<sup>戦後</sup>遺骨を宛め、<sup>中</sup>件向きの責任  
 負~~担~~したに意向の趣につき、在東情ゆゑ承<sup>相成り</sup>  
 左記の政に用し、非公式に貴任口<sup>等</sup>の意向を  
 打診の上早急<sup>に</sup>回報ありたい。

一、本件遺骨収集に用し、ビルマ政府の同意  
 並心協力を得うべし。

二、現地におけ。石碑記念物等<sup>の</sup>建立ありは

公 信 案

外 務 省

戦後遺骨を<sup>行</sup>ふこと<sup>を</sup>支<sup>な</sup>すや、

三、現下の治世<sup>上</sup>に<sup>(三)</sup>の未処理地域中<sup>本</sup>件  
 実施の可能な地域範囲

●なお英口大佐は<sup>一九五三年</sup>より、ランカーン  
 コカイン路の一号<sup>在住</sup>の英口人 Mr. Satake を  
 此<sup>に</sup>英口側死者の遺骨をランカーンに<sup>収集</sup>中  
 の趣につきは在東情の状況ならん<sup>に</sup>ビルマ政府の

RG'-0007

0256





公  
信  
案

外  
務  
省

通に後身軍入  
手の  
時  
に  
上  
に  
河  
野  
千  
村  
に  
あ  
ら  
は  
し  
め  
ら  
れ  
し  
事  
に  
関  
し  
て  
の  
報  
知  
す  
べ  
し  
と  
す

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0258

極秘

送第第七三五号

寫

昭和三十年六月十七日

アロア四海後

厚生省引揚機務局長

外務省アジア局長 殿

海外日本人戦没者の遺骨収集等について

政府（厚生省）が、太平洋戦争等による海外戦没日本人の遺骨収集を、関係相手国の了解を得られる地域から逐次実施することとしておられることについては、さきに閣議の決定（昭和二十八年十二月十一日）無名戦没者の墓に関する件」を経ておられるところであり、先般来、貴省の格別の高配を得て、実施可能な地域について、過去数次にわたりこれを実施してきたことは、既にご承知のところである。しかしして、現下未収容地域についての処置については、関係遺族はもとより、国会を始め、国を挙げての熱意なる要請もあるため、当省は、とりあえず別紙「海外諸地域戦没者の遺骨収集計画」の上欄に掲げる地域のうちか

ら実現可能なものを選び概ね同表下欄の計画のもとにすくなくとも今年度中にはこれを実現いたしたいと考えておる次第である。

については、これが具体的計画の策定に先立ち、各地域の現状及び当該地域の遺骨収集を行うことについて貴省のご意見を承わりたく存ずるので別紙をご参照のうえ左記事項について至急ご回答いただきますようお願いする。

記

一、別紙上欄に掲げる各地域に対する領土権の所在及び統治の方式（直轄、委任又は信託等）並びに遺骨収集を行う場合の外交折衝の相手。

二、それぞれ相手国の事情について

一、相手国政府は、遺骨収集事業の実施を諒諾し、これに協力するや。

二、各地域の治安状況及び遺骨収集実施予定地点への交通事情

- 三、その他参考となる事情（例えばビルマ地域においては、現地人夫の備入れができるかどうか等）
- 三、本事業はこれを、でき得れば本年度内に、やむを得ないときは明年度内に実施することとする観点から、今明年度中に当方と相手国間との外交折衝を了することの能否の見透及びこれができないう事情にあるとすればその内容について
- 四、フィリピンについては、本事業の早期実現の見透は立たないと思料されるので、とりおえず同地域にある日本人戦没者の遺骨の現状等に関する情報提供方について折衝ができるかどうか。
- 五、その他参考となる費管の意見

## 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0260

別紙 海外諸地域戦没者の遺骨収集計画（ソ連中東地域を除く）

新設中東  
東部  
おぼろげ  
西  
イロ  
5

地区別	計 実施の希望 時期	概 要 領	摘 要
西 部 ニ ュ ー ギ ニア （西部ニユーギニア） ホーランジャ ワクデ、サルミ ビアク島、ヌンホル島 マノクワリ ソロン、サンサポールを含む （モロタイ島） モロタイ島西南地区 サンダカン ゼツセルトン	昭和三十 計年度内	一、機ね十八名より成る政府派遣遺骨を 官有船を利用して現地に差し向ける。 二、期間は総日程 約七十日とし、各 地点における収骨日数は概ね二、三 日と予定する。 三、使用船は、運輸省航海課所轄 習船と予定し、収骨等に當つては、 乗組員及び実習生の全體的協力を求 める。 四、収骨の方法は、予め準備した資料 並びに現地における官憲等の協力を 得て、仮埋葬地の発掘（氏名判明の もの）及び旧戦場の踏査によつて行	
オ ネ ル ラブアン ブルネイ ミリー（サラワ） （ <u>（現地）</u> ） タラカン島 バリツク、ババン		一、政府派遣遺骨を一般海空便を利用し 現地に差し向ける。 二、期間は往復日数を除き約一ヶ月と 予定する。 三、収骨の要領は、鉄道に沿う主要都 市を基点として自動車を利用し旧戦 場の踏査、仮埋葬地の発掘（氏名判 明者）等により行う。現地における 収骨にあつては、所要に応じ現地 人夫を雇備して行う。	
ド ン イ ビ 及 マ ル ビ ラングーン ペグー、ワウ シュエジン、トング モウチ、メイクテイ マンドレー、ラシオ ミイミヨウ、ミイト キイナ マニワ、エナンジヨン	昭和三十 又は昭和三 十一年の二 二月		

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RG'-0007



<p>ブローム、アキヤブ チツタゴン インバートル、ロヒマ附近</p>	<p>(スマトラ) メダン、タンジマン、ピナン (ジャワ) パタビヤ (ボルネオ) パンジェルマシ ポンチヤアナツク (チモール島) クーパーン (レベス島) メナド、マカツサル</p>	<p>昭和三十一年七月までに完了</p>	<p>一、遠征は、ラングーンのみとし、遠征行軍はラングーンのほか主要地点に於いて行い。 二、インドネシア地域の遠征の送還は、外務省(デヤカルタ及びスラバヤ総領事館)に依頼して行うことを原則とし、所要に於て厚生省から職員を派遣してこれに協力する。 三、収養は、基地の調査の状況、総領事館の業務及び便給その他の事情を考慮して適当な時期に行う。 四、ジャワ、スマトラ地区の収養は、たつては現地残留元軍人の協力を求め、その他の地区にあつては、出先總領事館の計画するところにより現地人を雇傭して行い。</p>	<p>本地域は特に収養遠征の対象となるものが、殆んど戦争裁判処刑者の遺骨であつて、且つ、概ねその所在地が察知され</p>
<p>シ ピ ツ リ イ フ ヤ ボバネ</p> <p>(ルソン島) ツゲガラオ、ボンドツク キヤンガン、エチャガ、 バギオ、バンバン、クラーク、アンチボロ パタンガス附近 (レイテ島) タタロバン、オルモツク 附近 (セブ島) セブ</p>	<p>(セラム島) アンボン (ハルマヘラ島)</p>	<p>一、機銃二十名(二ヶ班に編成)の敢死隊を一般海空便を利用して現地に差し向ける。 二、期間は往復日数を除き、約二ヶ月と予定する。 三、収養は一ヶ班をもつてルソン島を、一ヶ班をもつてレイテ島、セブ島、ネグロス島及びミンダナオ島を行う。 四、ルソン島等は、鉄道及び自動車を利用して、他の班は船舶(便船)及び自動車を利用して行い。 五、遠征はルソン島、レイテ島、ネグ</p>	<p>るので、政府出先機関に本事業を依頼することを原則とした。</p>	

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RG'-0007

0262

(2010.10)

<p>(土本) ヤリラトス</p> <p>カウラ、ゴールバーン ヘー ベリマ バレーマ ポトターウイン</p>	<p>アボ山附近</p> <p>マライバライ、ダバオ</p> <p>(ミンダナオ島)</p> <p>バコロド、ツマゲテ</p> <p>(ネグロス島)</p>
<p>ソ連北鮮及び中共地域の戦死没者の遺骨については、当該国との 国交の恢復をまつて別途計画する。</p>	<p>羅斯島各一ヶ所とし、追悼行事は所 要の地点で行う。</p> <p>埋葬状況を調査したうえ、要すれ ば在豪日本大使館に依頼して送還す る。</p>

備考

ソ連北鮮及び中共地域の戦死没者の遺骨については、当該国との  
国交の恢復をまつて別途計画する。

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007



昭和三十年六月十七日

服部 課長

須磨書記官殿

ビルマ戦没者の遺骨収集問題に關し六月八日付亜四九〇号往信及び今次電報に關連する事情別紙のとおりにつきよろしく願います。

外務省

事務連絡

ビルマ戦没者の遺骨収集に關する件

- (一) ビルマ戦没者の遺骨収集並慰靈を目的とするビルマ戦没者慰靈会は六月十一日首相官邸において、川崎厚相以下引揚援護局長及び次長、衆参両議長、各党代表議員、全日本仏教会、遺族会、アジア協会等百五十名参集設立準備会を開きました。
- (二) 同席上厚生大臣は「对手国の了解を得た国から漸次実施する考である」旨を明らかにし、美山援護局長は「ラングーンには日本大使館があるから、現地と密接連絡をとり、情報を集め、成功の見込ある計画を立て、実施したい」と説明していました。
- (三) 外務省からは当課河野事務官が出席、

(1) 治安状況

(2) 交通、気候等の条件

外務省

(3) ビルマ人の遺骨に対する考え方

(4) 奥地における忠霊塔跡の現況

(5) 英国が一九五三年頃やつていた遺骨収集状況

等を説明したが、治安状況に関しては「マンドレイ近傍を除く中部ビルマ地区、シツタン下流、テナセリム地区、サルウィン以東等は治安が悪いが、カチンステート、チドウィン上流、シヤンステートのサルウィン河以西、プローム以南、主要都市から十哩以内は大体良くなつてゐるから、治安の良い地域から開始し、治安の悪い地区は回復次第延長して行くやり方が良いと思う」旨説明しておきました。

(四) 慰霊会の準備会は運営方針として次の三点を決議しました。

(1) 実行委員の選出（別添参照）

(2) ウ・ヌ首相来日の際、国民的大歓迎会をやり、その際同首相に陳情する。

外務省

(3) 本件運動は全国に跨るから各府県知事にも連絡し地方公共団体の参加を呼びかける。

(四) 樞密院高岡兼議院引揚委員長から、ウ・ヌ首相来日の際、同首相に陳情するにしても、ビルマ側で全然困るといふものを持つたのは変だからビルマ側の意向を聞いてくれないかと依頼があったので、六月八日付公信で貴館に照会中の旨を答えたところ、今後同会の指導上その返事に期待してゐるし、二十八日に次の打合会を開く予定だからその前にビルマ側の内意を採つて欲しいと依頼越してきたので今次電報でお願ひした次第です。

(六) 本件ビルマの遺骨問題は黒川氏がラングーンを廻つて帰つてから不意に火がつき、今まで押えていたのが、バツと燃え上つてきた形です。

慰霊会としては、ビルマの治安は悪いし、相当困難のあることはわかつてゐるので、全域に亘つて現実的に行なわねばなら

外務省



ぬというのではなく治安の良いところだけを廻つて収集し、駄目なら「土」だけでも持ち帰つて遺族に領ち、日本で大々的に慰霊祭をやつて、遺族に対する責任を果してこの運動の成果を期した<sup>(イ)</sup>のようです。

(イ)本省及び厚生省としては、実施することは既定方針で問題は「何時」やるかということと時期を見ていたわけですが、こうして国内運動が燃え上つて来た手前、問題が問題ゆえハッキリした理由なしに押えるわけにも行かないし、他面、ビルマの治安の完全回復を待つていたら十年先のことも保し得ないので、両者ともこの際ビルマ側の了解さえ取付けられたら実施した方が良いといふ意見になり厚生省では日本船を送つて二、三ヶ月間に収集して帰る計画を考へて予算作成の資料などを集め始めています。就いては右事情太田大使、牛場参事官に御報告の上ビルマ側へ

外務省

の御交渉<sup>(イ)</sup>取上げた<sup>(イ)</sup>く、その結果は中間的の御連絡で結構ですから二十七日まで一応の見通しを回電方御手配下さらば幸甚至極です。

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0266

実行委員

衆議院	参議院	全国知事会	全日本仏教会	日本遺族会	日本赤十字社	海外慰霊委員会	英霊奉賛会	全日本仏教婦人連盟	海外抑留同胞救出国民運動総本部	全国遺族等援護協議会	アジア協会	日緬協会
若	若	一	三	四	二	一	一	一	一	一	一	一
干	干	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名

戦友代表表

若二干名

会務担当者

参議院議員	衆議院議員	仏教寺院員	日本赤十字社	日本遺族会	戦友会	ビルマ、マンドレイ会
安井	中馬	中山	井出	徳永	黒川	市原
謙	辰	理	徳	正	信	了
猪	々	夫	利	夫	了	



6A209A  
150号の...  
...

電信写

昭和三〇 七六七二 平 ラングーン 六月一八日一四三〇発 人  
本 省 一九日〇八〇〇着 太田 大使

重光 大臣  
(吉田理事官ロイコー方面に出張許可方稟請の件)

第二六五号

吉田理事官を治安並びに旧日本兵遺骨調査の為、六月十九日より同二十一日迄ロイコー、マンダレイ、メイミョー方面に至急出張せしめたいから御許可ありたい。右に要する航空料金は二百六十五チャットである。

配布先 官房長、アジア局長、総、人、会、ア、四

外務省

秘

アジア局長 第四課長

依第五〇三號

昭和卅〇年六月十八日

在ビルマ

特命全權大使太田三郎

外務大臣重光 殿

ビルマ、我々の道沿収集に...

リ、信一四第九。号を以て...  
我々の道沿収集に...  
ビルマ政府の協力方を要請し...  
本件は公文を以て正式にビルマ外務省に申入...  
るに...  
在ビルマ日本領事館

30.6.22

30.6.21

262

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0268

き旨を明瞭に。よて早速右に文を呈出せしむ  
 又上米週より細目による 外務省を通じて  
 の意向を打診致すも右不取敢由 報告す  
 べし

在ビルマ日本國大使館

アジア  
 30.6.16  
 第一課

アムステルダム長官

オランダ長官

課長

アムステルダム第一課長

日ハマ達 留收集の如く  
 高田の物事等 打合せ  
 十三日午後オランダ員会館に於いて高田の場事  
 長との商會法要の在りあり (同布者ヒルマ  
 マに  
 ンター会合長市軍了氏)  
 一、高田の場事等 今後より運動を行う上には  
 の要を確めぬと申出あり。

外務省

30. 6. 20

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0269

(一) 邊首収集について、ビルマ政府が治上保障し  
得る地域。

(二) 所要経費、人員、資材等

(三) 交渉相手に対する連絡の可能性

右に對し何部あり (一)に關しは既に在ビルマ本府大使  
に連絡し、邊首収集に關し、ビルマ政府の同意ならび  
に協力を取付けのため、同口政府の意向を非公式に

外務省

照会するに、右は実施可能の地域と併せて照会

中心あること、(二)に關しは、右は同業者の目下計

画を立て、予算を組むに ~~必要~~あり、

必要な資料をましくあつて、いふから、同業者から纏まつ

た是續りは願ふこと、(三) 又政府軍への

直接連絡は技術的には可能かも知れぬが、~~必要~~あり

累的で、ビルマ政府はさういふやり方をとれば、ないた

外務省

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007



ラフシ、若しその必要が有らば、~~その~~ビルズ改訂が及改  
府軍に渡りまつけ~~ます~~ことが出来ると思ふと日回答  
し置いた

ビルズ協会に由り、高岡等が長より、内容が詰と  
して、~~同~~協会の如き団体と今後如何に取扱うべきか  
考ふところあり、色々悪評も自らが耳に入  
つたり、外務省にも迷惑しているかと思われるか

外務省

、親善会としても種々な利権団体や委員が好まし  
くない協会などは入いたし無い。就ては同協会~~の~~  
に就いて何かわかつこの方は表立たない方法で  
らせに欲し、希望あり

ビルズ協会、異議社代表等は拒むべき日メソバート  
してお常しといふ由

外務省

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007



アジア協会と日通協会の外は相手らしい方針で  
 ある旨説明し、同協会の内情については、何れ、なんら  
 かりがたき、お可なり入心、おようにするて伺言し、こおいた。  
 三、高岡専務長より(1)会期中に条件可能性の更  
 ぞつけたいし、ウ、ヌ、総理が来日したとき、全盛<sup>可能性</sup>期<sup>の</sup>  
 ものを大獲<sup>キョウ</sup>し、こし、妻及ものたから、太田方便がヒ  
 ハマ側と打診した結果は、五月二十八日以前にさう

外務省

せ、せとなりたう、かこり、要望あり、ランカイン(1)は  
 せよ、ゆに、合うよう、回電方を連絡と、こ、し、こ、言、を、こ、お、い  
 た。(二十八日に慰霊会は、津浦会合を、行、う、予、定、の、期)  
 四、総務長から、何部より、左記、要、旨、を、答、考、意、見、と、し、こ  
 申、陳、し、こ、お、いた。  
 (一)条件は、厚きを、指、か、ま、い、有、り、と、し、こ、き、施、け、思、を、こ、い、  
 外務省は、その、旨、に、基、い、て、こ、い、に、マ、側、と、交、渉、す、る

外務省



中支地帯の  
現況を  
一、二

建設費の増大は、  
 合め、原資者に促進を連絡することである。  
 (二) 東部の地帯に、政府が表に立つて、  
 は、地方団体として、  
 (三) 西支地帯は、地理的には、  
 利が、支隊の相手は中共、  
 各地の地帯と一帯に考慮する、  
 外務省

(四) 支隊の相手は中共、  
 全支地帯のことは、  
 総理の口に入らぬよう、  
 外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

RG'-0007







電信写

昭和三〇 七九一一 略  
本 省 六月二四日一四〇〇 発  
二四日一八四一 着 ア四  
重光 大臣 太田 大使

（ビルマ戦歿者の遺骨収集に関する件）  
第二七〇号

貴電第一五一号に關し  
二十三日館員をしてウ・ソーチンに打診せしめたところ、左の通り答えた趣。  
一、政府の公式の見解は國防省と協議の上御伝えすべく多少時日を要すると思ふが、自分は遺骨の収集及び慰靈祭を行うことについては原則としてビルマ政府は異存ないと思ふ。  
二、石碑・記念物等の建立については、ビルマ人に占領時代の記憶を呼び起こさせることとなるので、不適當ではないか。  
三、実施可能地域については追つて連絡すべきも、雲南省の分につ

秘

記帳済

外務省

電信写

（第二七〇号の二）

いはビルマ政府がたとえ収集団一行の通過の便宜を取計らつても、中共と日本との間に国交が開かれていない今日困難ではないか。

（二）  
（三）

配布先 次官、官房長、局長、次長、総、アジア、四国協、情  
文一、三審、ア協

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0275

電信写

K 30.0.1421-3

昭和三〇 七九五五 平 ラングー 六月二十五日 四  
本 省 二五日一九二七着

重光 大臣 太田 大使

(ビルマ戦没者の遺骨収集に関する件)

第二七二号

貴電第一五一号に關し

当館において調査せる貴借ア四第九〇号(三)に關する資料二十五日  
空送するから御利用ありたい。

(了)

配布先 次官、官房長、局長、次長、総、ア、三、四、国協、情文  
二三審

外務省

記録済

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0276



二 中 附 也  
 一、カカヤ、十二日、向、日本軍、約三、〇〇〇が連  
 合軍、空投隊、の、奇襲、あり、玉砕、し、七、七、  
 二、カカヤ、西方、には、自旗、を、注意、新、柳、三、師  
 団、の、( )、極、く、少、現、機、を、兵、隊、に、う、の、用  
 込、と、出、渡、す、殺、度、に、治、安、に、機、之、定、好、の、あ、り、  
 一、カカヤ、ま、つ、は、飛、り、機、又、ミ、チ、ノ、バ、ー、モ、つ、船、に、  
 一、便、の、あ、り、同、日、切、字、等、に、よ、り、機、査、一  
 一、の、能、と、思、は、れ、る、  
 三、カカヤ、  
 一、葡、萄、国、は、ミ、チ、ノ、バ、ー、に、於、て、二、万、三、千、三、百、〇、〇、の、我  
 兵、を、殘、し、カカヤ、を、由、カカヤ、に、撤、退、し、夫、を、

在ビルマ日本國大使館

一、カカヤ、向、を、ミ、チ、ノ、バ、ー、に、下、つ、た、が、も、内、の、機、査、は、輕  
 微、と、云、は、れ、ら、れ、ミ、チ、ノ、バ、ー、の、周、邊、は、治、安、は  
 保、た、れ、る、白、海、濱、の、機、査、の、便、の、あ、り、  
 二、カカヤ、一、カカヤ、  
 三、カカヤ、向、の、首、領、の、作、戦、の、初、日、無、一、事、遂、行、  
 せ、り、た、が、數、機、隊、の、あ、り、の、途、中、の、ミ、チ、ノ、バ、ー、  
 内、外、に、残、る、の、ミ、チ、ノ、バ、ー、の、機、査、の、あ、り、同、日、  
 聖、地、ミ、チ、ノ、バ、ー、に、の、攻、撃、隊、に、於、て、機、査、し、た、日、本  
 兵、の、機、査、地、が、同、日、に、附、近、に、あ、る、南、知、の、ミ、チ、ノ、  
 一、カカヤ、一、カカヤ、( )、の、機、査、の、あ、り、治、安、は、大、丈、夫  
 の、あ、り、  
 一、カカヤ、  
 一、カカヤ、( )、の、機、査、の、あ、り、機、査、の、あ、り、  
 一、カカヤ、  
 一、カカヤ、( )、の、機、査、の、あ、り、機、査、の、あ、り、

在ビルマ日本國大使館

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0278

日本軍の撤退は、大分には能く撤退の便があるが、  
 その間に、子母安は保はるべきである。  
 子母安は、ピラミッド (Pyramides) 附近の山に  
 あり、我が方の撤退は、日本軍の撤退が、あるに  
 違ないが、大雨地は、即ち、その間は、目下の治安上  
 危険である。安全は、保はるべきである。  
 五、ピラミッドの撤退  
 アキアブ、ピラミッド方面より、撤退部隊を、マ  
 ーカ方面より、退却する下せる部隊が、合流し、  
 マーカ地方の山岳地帯に、立寄る。この間に、ピラミ  
 ッドの増水期の、ピラミッド河を、渡り、撤退を、  
 行なう。この間に、溺死、又は、洪水地における、  
 被害は、多数の死者を、おこす。

在ピルマ日本國大使館

行倒れ

面より撤退する。日本軍は、ラダイン、マールマニ  
 路通の、鉄橋を、伝へ、退却し、この間に、  
 函を、おこす。この間に、計は、  
 こころ、ラダイン河の、渡り、  
 マールマニ河の、渡り、  
 撤退する。

在ピルマ日本國大使館

聖南有より撤退（在日東軍）

RG'-0007

0279

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



公 信 案

外 務 省

に協力を得らうとす也

二 政地における石炭、記念物等の建立 あるいは  
 慰霊祭を行うこと 差支るなす也

三 現下の治水上(邊)骨炭集産地の 地域範  
 圍

公 信 案

外 務 省

に  
 一 邊骨炭集産地の内、ヒルマ河村の同意を得る  
 二 ヒルマ河村の意向打診の訓令を仰じたところ  
 三 同村の意向打診の結果、非正式  
 四 同村の意向打診の結果、非正式  
 五 同村の意向打診の結果、非正式  
 六 同村の意向打診の結果、非正式  
 七 同村の意向打診の結果、非正式  
 八 同村の意向打診の結果、非正式  
 九 同村の意向打診の結果、非正式  
 十 同村の意向打診の結果、非正式

RG'-0007

0281



第五〇三号公信写

昭和三十年六月二十五日付

重光大臣宛

在ビルマ  
太田大使 発

ビルマにおける日本軍の遺骨収集に関する件

本件に關し六月八日付重四第九〇号貴信御来示の次第あるところ、取り敢えず拙電及び拙信をもつて申進置きの通りであるが、前頭公信御来照の項に關し判明せるところ左の通り参考迄申進する。(委細別函参照)

記

マチンドウイン河流域

同方面の日本軍の死者は約四万といはれ、イムパールよりタムウ、モレイクを經シカレワに至る道路の両側とチンドウイン河のモレイク、シツタン、ホマリンの三渡河点が最も損害が多か

参考

外務省

つた。この方面は人煙薄にして極小規模のP.U.が時偶出没する程度であつて治安は概して良好であるから、カレワまで飛行機が趣き、それより前記道路を北上すると共に内河船によりチンドウイン河をホマリンまでさかのぼることが出来る。又印度領より前記道路を南下する方法も考えられる。但し遺骨は永年の風雨にさらされ、且つ右道路もその後補修せられた趣であるからその収集は極めて困難である。

ニカーサ附近

カーサ、ナバ間にあつた日本軍約三、〇〇〇が連合軍空挺隊の奇襲により、玉碎した趣である。カーサ西方には、白旗共産党新編第三師団が、極く小規模の共産ゲリラが周辺に出没する程度で治安は概して良好である。カーサまでは飛行機、又ミチナ、バイモより船運の便があるので、同地より自動車等により踏査可能と思はれる。

外務省

三、カチン州

菊兵団はミチナ附近において二及至三、〇〇〇の戦死者を残し、バイモ經由カイサに撤退し、それよりイラワジ河をマンダレイまで下つたがその間の損害は軽微と言われている。ミチナ及びその周辺は治安は保たれており、勿論飛行機の便がある。四、マンダレイ方面

同方面の遺骨は作戦当初は無事送還せられたが、敗戦時における遺骨がマンダレイ市の内外に残つてゐることは確実である。例えば同市、地マンダレイヒルの攻防戦において戦死した日本兵の埋葬地が同ヒル附近にあると聞知してゐる。マンダレイ周辺も近距離であれば治安は大丈夫である。メテイラ (Methila) 一において飛行機、病院、兵が包囲せられ、損害程度は未詳である。メテイラは飛行機の便があるが、その周辺の治安は保証できない。

外務省

五、シンタン河流域

メタメテイラ (Methila) 一附近において激戦が行われ、日本軍の遺骨があるに相違ないが、右両地に到達するには目下の治安上より見て安全は保し難い。

アキヤブ、デルタ方面よりの撤退部隊とマンダレイ方面より退却南下せる部隊が合流し、ベグー北方山岳地帯に立り次いでビユウ附近より増水期のシンタン河を渡河撤退を行つた際連合軍の空襲、溺死、沼沢地における行倒れ等により多数の死者を出した。なおラングーン方面より撤退する日本軍はラングーン、モールメン間鉄道の鉄橋を伝つて退却しこれ亦甚大なる打面を蒙つた。この合計は約三万といわれている。従つてシンタン河の渡河点は右二ヶ所のみである。又シンタン河よりモールメンに至る鉄道沿線において多くの印度兵が落命した。大玉砕地域はいずれもKND及び共産軍の活潑なゲリラ戦の

外務省

背後地域であり、第一右地域に到達すること自体が治安上極めて危険である。(但しビルマ軍警の大規模なエスコートがあれば別である)

六シヤン州

雲南省より撤退した日本軍約一ヶ師団

Langling, Nankun, Lashio, Loliem, Lolkay, Kamayyu  
經由タイ領に引揚げた。本撤退は、比較的組織的に行われたもので、犠牲者は少い方であつたが、Lashio Yalim 等附近において若干の遺骨収集の可能性があるのではないと思われ尤もこれらの地域は比較的治安は安定しているが密林山岳地帯であつて猛獣、毒蛇の危険もあり、実行は至難と思われ。

Langling, Nankun  
は中共国境に近く死刑上も亦接近困難と思われ Kamayyu は目下KNDの出没範囲で踏査上危険が伴うものと思われる。

外務省

總務課長

官務課長 国会審議

衆海特委二十二第七号

昭和三十年七月八日

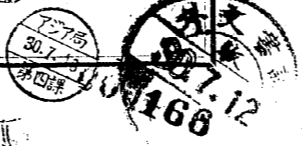
大區  
政務次官  
事務次官  
官房長

衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護  
に関する調査特別委員長  
高岡大

外務大臣  
重光葵 殿

本委員会において、ビルマ地域における戦没同胞の遺骨収集に関する件について、別紙の通り決議した。  
右参考送付する。

記帳簿



ビルマ地域における戦没同胞の  
遺骨収集に関する決議

ビルマには、約十八万の同胞の遺骨が終戦十年後の  
今日、弔りものもなく曝されている現状にかんがみ、  
政府は、すみやかに遺骨収集の具体的計画を立てら  
れんことを要望する。  
右決議する。

電信写

昭和三〇 八八〇六 平 京 都 七月一六日一〇〇六会 アニ  
本 室 一六日一一〇五等

重光 大臣 京都遺骨収集促進委員会

(遺骨蒐集に関する陳情)  
ビルマ方面の遺骨蒐集につき特別の御配慮を請う。

(了)

配布先 大臣、谷顧問、次官、官房長、局長、次長、総、ア、ニ、  
田協一、情文一、ニ、審

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0285

電信写

昭和三〇 九〇九九 平。オカヤマヒサギ 七月二百二〇二七発 ア四

重光 大臣 岡山 梁原ビルマ会

(在ビルマ遺骨採取方懇望の件)

ビルマウー・ヌー首相来日の好機、遺骨採取、特別の配慮切望す。

(了)

配布先 大臣、谷瀬間、次官、官房長、局長、次長、総、ア、  
四国協、情文、ニ審、ア協

外務省

電信写

昭和三〇 九〇九五 平。オカヤマヒサギ 七月二百二〇二七発 ア四

ウー・ヌービルマ首相 岡山 梁原ビルマ会

(在ビルマ遺骨採取に關し配慮方懇望の件)

貴官の訪日(六字不明照会中)遺骨採取特別御配慮を願う。

(了)

配布先 大臣、谷瀬間、次官、官房長、局長、次長、総、ア、四  
国協、情文、ニ審、ア協

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0286

電信写

昭和三十年七月二十四日

電信課

訂正報

二十二日付ウー・ヌー・ビルマ首相宛国内電報（総番九〇九五、在ビルマ遺骨採取に關し配慮方要請の件）（六字不明照会中）の個所不明につき電信局及び発信人に照会せる処「をミヤジカウネ（注片仮名はビルマ語）なること判明せるにつき同電を左様御訂正ありたい。

配布先 大臣、谷顧問、次官、官房長、局長、次長、総、ア、四国協、情文、三、ア協

外務省

アジア局長 第四課長

第七一〇号

昭和三十年八月十三日

在ビルマ

特命全權大使 太田三郎

外務大臣 重光葵 殿



30.8.29

甲号  
存  
通報  
り  
り

アジア局長  
オニ  
ヤ

ビルマ戦没者の遺骨収集に關する件  
本件に關し、六月八日付班四第九〇号貴信御来示に基き案次批電及び批信をもつて回報置き次第ありと、前報貴信未段に關し今般当地在住の英国人 Mr. Watson より聴取せるところ、左の通りにつき取りあえず報告す。  
なお、右は簡単な概要につき細部に關し御指示あり次第再度同人につき調査いたしたので念のため申し添える。

英軍遺骨収集業務は陸軍省所管の下ヒンカポール駐屯英軍司

記録済

在ビルマ日本領事館

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0287

令部が行つてゐる。本業務は一九五二年十二月より開始し、今後二、三年を要する見込である。実施機関は佐官級責任者の下に将校、下士官（現退役混合）各一名より成るチーム四班で出来てゐる。各班に現地人運転手一、使丁一乃至二を配してゐる。

英軍遺骨推定数は発表できぬが、現在まで収集した遺骨数は全体の約一千弱に過ぎない。英軍は業務開始に当り作戦要図、軍記録等精細なる資料と現地民よりの情報を蒐集整備し、同一地区と雖も反覆踏査して徹底を期してゐる。英軍側の遺骨方は主として仮埋葬の再発掘、遺骨の収集、氏名の確認等である。

ビルマ政府の援助とは、(イ)国内旅行証の発給、(ロ)軍警の護衛及び(ハ)宿舎の提供である。

本件旅行に關してはビルマ外務省經由国防省の許可を要し、相当日子を要する。但し包括的許可を取りうる。許可の上は前進可能地区が指定され、各自に特別パスが下付される。護衛は包括的に協力方了解はあつても個々の場合現地軍警と交渉して決定

在ビルマ日本國大使館

する。従つて場合により護衛を拒まれることもあつる。宿舎は概ね現地政府機関が世話をしてくれり。従つて露営準備の必要はない。

交通機関は勿論自辨であり、各班一台のジープを使用してゐる。例へばチンドウイン地区でもラングインより陸路で赴いてゐる。現地における車の借上は不可能又は極めて高価である。自動車燃料、修理部品等携行するが便である。

携行品としては食品、ベツディング、医療品（マラリア、チフス等）、ランプ（絶対必要）、小型シヨベル、ピツケル、半型麻袋多数（遺骨収納用）である。

通訳は現地人従者で英語を解する者を豫め雇用しておく。発掘作業は現地民を雇用する。

インパール、チンドウイン地区は治安が良好である。英軍記録によればメクタイラ附近の日本軍損害は約五〇〇と推定されてゐる。ラシオ方面では余り日本兵の遺骨に關し聞いてゐないが、メイメヨウ附近に日本兵墓地がある。シツタン流域、バグ

在ビルマ日本國大使館







に將校、下士官（現退役混合）各一名より成るチーム四班で  
出来ている。各班に現地人運転手一、使丁一乃至二を配してい  
る。

英軍遺骨推定数は発表できぬが、現在まで収集した遺骨数は全  
体の約二五％弱に過ぎない。英軍は業務開始に当り作戦要図、  
軍記録等精細なる資料と現地民よりの情報を蒐集整備し、同一  
地区と雖も反覆踏査して徹底を期している。英軍側の遺り方は  
主として仮埋葬の再発掘、遺骨の収集、氏名の確認等である。

ビルマ政府の援助とは、(1)国内旅行証の発給、(2)軍醫の護衛及  
び(3)宿舎の提供である。

本件旅行に關してはビルマ外務省經由国防省の許可を要し、相  
當日子を要する。但し包括的許可を取りうる。許可の上は前進  
可能地区が指定され、各自に特別パスが下付される。護衛は包  
括的に協力方了解はあるも個々の場合現地軍醫と交渉して決定

外務省

する。従つて場合により護衛を拒まれることもある。宿舎は概  
ね現地政府機関が世話をしてくれる。従つて露営準備の必要は  
ない。

交通機関はもちろん自辨であり、各班一台のジープを使用して  
いる。例えばチンドウイン地区でもラングリンより陸路で赴い  
ている。現地における車の借上は不可能又は極めて高価である。  
自動車燃料、修理部品等携行するが便である。

携行品としては食品、ベツディング、医療品（マテリア、チフ  
ス等）、ランプ（絶対必要）、小型シヨベル、ピッケル、半型  
麻袋多数（遺骨収納用）である。

通訳は現地人従者で英語を解する者を予め雇用しておく。発  
掘作業は現地民を雇用する。

メインバール、チンドウイン地区は治安が良好である。英軍記録  
によればメクタイラ附近の日本軍損害は約五、〇〇〇と推定さ

外務省

参考

30. 9. 26

来月入国許可を内諾

英領シアン・ルン・ビルマ遺骨収集団  
 相好は、前記に好意即ち十月  
 下旬には海峽植民地の派兵許可  
 権を有する。早稲米生産の進  
 捗を以てシアン・ルン・ビルマ  
 の遺骨を収集するに好意を示す  
 ことである。

英領シアン・ルン・ビルマ遺骨  
 収集団は、前記に好意即ち十月  
 下旬には海峽植民地の派兵許可  
 権を有する。早稲米生産の進  
 捗を以てシアン・ルン・ビルマ  
 の遺骨を収集するに好意を示す  
 ことである。

英領シアン・ルン・ビルマ遺骨  
 収集団は、前記に好意即ち十月  
 下旬には海峽植民地の派兵許可  
 権を有する。早稲米生産の進  
 捗を以てシアン・ルン・ビルマ  
 の遺骨を収集するに好意を示す  
 ことである。

ら英軍は雨期中は業務を中止しているが、北ビルマ方面なら雨期  
 中でも調査可能であろう。(但しラングーンより陸路によるこ  
 とは困難)十年の歳月と降雨と急速なる密林の繁茂は地形を變  
 貌せしめ、現地人の記憶曖昧と相俟ち確認遺骨の発掘にも同三  
 日を要することがある。  
 因みに英軍は本件業務中は月額約一万チャットを要する趣で  
 ある。



主信	1	3	4
附	甲	乙	丙
属	丁		
備考			

秘  
アジヤ為第二課長

アジヤ為第一課長

公文書案	件名	先付送写	人名信	主	文書課送日	昭	淨書	校	正	附	日	附	日	附	日
	13.49		大田大使	在ビルマ	アジヤ局長	和	稿	(原稿)	昭	30	年	10	10	日	起草
外務省	本件は、ビルマ方面戦没者の遺骨収集に関する件 本件に用いたのは、在ビルマ大使館の正式許可 可取付の接衝中のこと存せらるることあり、														

文書課長

昭和参拾年拾月拾四日

淨書 (原稿) (淨書)

別添

1955.10.17

アジヤ 30.10.17 第一課

秘

昭和三十年十月一日發

(ビルマ戦没者の遺骨収集に関する件)  
 重光大臣發 在ビルマ太田大使宛往電要旨  
 先般貴地を訪問した高岡議員より、同氏がウ・ヌ首相に対し、  
 直接本件促進方依頼した経緯を聴取した。  
 当方準備の都合があるから、ビルマ政府の正式許可をなるべく早く  
 取付けられたい。

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0294

